

平成 27 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 25 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成27年6月25日〔木曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

議案第33号 丹葉地方教育事務協議会規約の変更について

議案第34号 自動食器洗浄機売買契約の締結について

議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

新体育館建設事業

議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 野 下 達 哉 君

副委員長 藤 岡 和 俊 君

委員 尾 関 健 治 君

委員 牧 野 圭 佑 君

委員 伊 神 克 寿 君

委員 掛 布 まち子 君

委員 東 猴 史 紘 君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗 本 浩 一 君

議事課長 高 田 裕 子 君

議事課主幹 今 枝 直 之 君

主 事 徳 永 真 明 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	石井悦雄君
健康福祉部長	大竹誠君
教育部長	菱田幹生君
高齢者生きがい課長	川田保君
高齢者生きがい課主幹	町野吉美君
子育て支援課長	村井篤君
子育て支援課指導保育士	社本美恵子君
子育て支援課主幹	鵜飼篤市君
子育て支援課副主幹	松本幸司君
子育て支援課副主幹	向井由美子君
子育て支援センター所長	納堂裕子君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝瀬隆志君
福祉課主幹	仙田隆志君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉知江理子君
健康づくり課主幹	宮田昌司君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課副主幹	長谷川真子君
健康づくり課主査	須賀智賀子君
保険年金課長	本多弘樹君
保険年金課主幹	前田茂貴君

保険年金課副主幹	平 野 優 子 君
教育課長兼少年センター所長	武 馬 健 之 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
生涯学習課長	中 村 信 子 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	安 達 則 行 君

○委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

改めまして、おはようございます。

厚生文教委員会は 9 時からということで、議案が一番多いので 9 時からお願いをしております。よろしくお願いいたしますと思います。

今回の議案につきましては、御存じのとおり、議員の皆さんからも常日ごろの要望等の議案も多く入っておりますし、それからこれからの江南市のいろんな課題についての先手を打つというところの議案も入っているようでございますので、その辺もよく踏まえて委員会を進めていきたいと思っております。新しい委員さんも、藤岡さんと、あと東猴さんがいらっしゃいますので、またしっかりと勉強してもらって、よろしくお願いいたしますと思います。よろしくお願いいたします。

当局から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 11 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。

今、委員長のほうからもございましたように、委員会のほうがむしろしんどいところがありますので、新しい委員の方、慎重に御審議をいただきたいなと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 33 号丹葉地方教育事務協議会規約の変更についてを初め 4 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 02 分 休 憩

午前 9 時 08 分 開 議

○委員長 それじゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いをして、そして委員長の指名後に発言をしていただきますようよろしくお願いして、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、主幹と副主幹の方、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただきまして、その間は退席をしていただいで結構でございます。よろしくお願いいたします。

議案第33号 丹葉地方教育事務協議会規約の変更について

○委員長 それでは、最初に議案第33号 丹葉地方教育事務協議会規約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 それでは、議案第33号につきまして説明をさせていただきますので、議案書のほうの1ページをお願いいたします。

平成27年議案第33号 丹葉地方教育事務協議会規約の変更についてでございます。

地方自治法第252条の6の規定に基づきまして、丹葉地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正等に伴いまして、変更する必要があるからでございます。はねていただきまして、2ページのほうをお願いいたします。

丹葉地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約の案でございます。

変更内容につきましては新旧対照表により御説明申し上げますので、3ペ

ージのほうをお願いいたします。

丹葉地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約（案）の新旧対照表で
ございます。

第4条第2号の「小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務」を
「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に規定
する採択地区協議会の庶務に関する事務」に改めるとともに、「左に」を
「次に」に改める字句の整理を行ってまいるのでございます。

恐れ入りますが、2ページのほうにお戻りをお願いいたします。

附則でございます。この規約は、平成27年7月7日から施行するものでご
ざいます。

以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○委員長 説明いただきました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 この法律の改正ですけれども、教科用図書の無償措置に関する
法律、改正年月日はいつなんでしょう。もっと前に改正されたような気も
して、なぜ今ここで、この規約の改正が提案されているのかなとちょっと腑
に落ちなくて、質問させていただきます。

○教育課長兼少年センター所長 改正時期がちょっと、こちらのほうに私ど
もの丹葉地方のほうがずれ込んでおるということでございます。こちらにつ
きましては、ことし2月に私どもの教科用図書採択関係の担当者の打合会が
ございました。その中で、今回のこの法律の改正に伴いまして、丹葉地方教
育事務協議会のほうが教科用図書の採択にかかわることについて、現在の規
約の内容の文言についてのちょっと問題提起といいますか意見が出されまし
た。そのことにつきまして、愛知県教育委員会を通じまして文部科学省のほ
うに問い合わせ、いわゆる打診をさせていただきました。その文部科学省か
らの結果が3月の後半に参りまして、教科書の採択につきましては、当該の
市町教育委員会の協議によって規約を設け採択地区協議会を設置するという
ことから、丹葉地方教育事務協議会が教科書の採択を行うことと解釈される
可能性があるという現在の規定のほうを変更していったほうが良いという御

指導をいただきました。そのようなことから、こちらのほうの変更をお願いするということでございます。

○掛布委員　そうすると、繰り返しで申しわけないんですけど、この法律改正が行われたのはいつでしょうか。

それと、ついでにもう1つ、この西尾張の採択地区協議会で規約を定めてやっておられると思うんですけども、そうするとこの丹葉で今回、協議会の規約を改められるわけですけど、ほかの西尾張の採択地区のそれぞれの教育事務協議会でも同じように歩調を合わせて変更されているわけですか。

○教育課長兼少年センター所長　改正のほうでございますが、昨年、平成26年の4月16日ということでございます。それで今回、丹葉地方教育事務協議会、私どもに属する市町のほうの対応でございますが、それぞれの3月定例会のほうにおきまして、それぞれの議会のほうに御説明申し上げて御理解を賜った後に御議決をいただくものということで今進めているところでございますので、よろしく願いをいたします。

済みません、ちょっと1つ補足でございます。先ほどの4月16日で、施行については本年4月1日ということでございますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　基本的には、現状に合わせて規約を改正されたんで、これでもちろん私はいいと思っているんですが、掛布さんがお聞きになったんで、もう一度確認で聞きたいんですけども、尾張西部地区の採択協議会のメンバーを選ぶのが丹葉地方で、全く関係ないんでしょうか。要するに丹葉地方教育事務協議会というものと尾張西部教科書採択の関係ですよね。丹葉地方教育事務協議会が何人のメンバーで、どういう形で選んでいるのかということと、尾張西部採択地区協議会を誰が選んでいるのかということ。要するに選ぶ主体は同じようなんですが、多分人は違って人数も違うんですけど、人選の関係というのはあるんですか、この丹葉地方と尾張西部教科書採択協議会との。

○教育課管理指導主事　採択地区協議会の委員につきましては、採択地区協議会が委嘱をいたします。

それから、協議会の委員の人数につきましては35人になっております。

○牧野委員　1名ふえたのかな、34から。35ですか、従来どおり。

○教育課管理指導主事 平成27年度の協議会委員につきましては、35人でございます。

○牧野委員 もう一度、振り出しに戻って、丹葉地方は何人でしょうか。
丹葉地方教育事務協議会のメンバーとか、その構成はどういうふうに決めているんでしたかね。

○教育課管理指導主事 遅くなって申しわけありませんでした。
協議会委員の丹葉地方事務協議会の中から出ているメンバーにつきましては14人でございます。

○牧野委員 そうすると、同じような質問ですけど、丹葉地方教育事務協議会に江南市の教育委員会は何人出ているのかということと、それからもう一つ、ちょっと趣旨がずれるんですけど、尾張西部教科書採択のほうには……。これはちょっと質問がおかしいから。

○委員長 議案に沿った。

○牧野委員 議案に沿ってね。これは違う話だね。
それじゃあ、江南市と丹葉地方事務協議会との、構成メンバーで江南市教育委員会はどういうふうになっているんですかね。例えば教育長が出ているとか、誰か出ているとか、学校の先生が出ているとか。

○教育課管理指導主事 江南市教育委員会の所管するところから出ている協議会委員につきましては4名でございます。その4名の内訳といたしましては、統括幹兼管理指導主事、教諭が1名、校長が1名、保護者代表が1名でございます。

○牧野委員 保護者代表はどうやって選んでいるんですか。

○教育課管理指導主事 いずれも採択地区協議会より委嘱されているメンバーでございます。

○委員長 今回は、この規約の一部の改正の変更ということですから、いいですか。

そのほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあ、質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 20 分 休 憩

午前 9 時 20 分 開 議

○委員長 それでは、議案第33号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 自動食器洗浄機売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第34号 自動食器洗浄機売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 では、議案第34号につきまして御説明させていただきます。

議案書のほうの4ページをお願いいたします。

平成27年議案第34号 自動食器洗浄機売買契約の締結についてでございます。

平成27年5月18日指名競争入札に付しました自動食器洗浄機の購入につきまして、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的といたしましては、自動食器洗浄機の購入でございます。契約の方法は、指名競争入札により7者で実施をいたしました。その結果、契約金額は3,477万6,000円で、契約の相手方といたしましては、名古屋市中村区名駅南3丁目13番20号、株式会社中西製作所名古屋支店、支店長 平山康雄でございます。

提案理由といたしましては、自動食器洗浄機を購入するため、必要があるからでございます。

恐れ入ります。はねていただきまして、5ページのほうをお願いいたします。

参考資料としての仮売買契約書の写しでございます。

なお、この契約書は、議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊神委員　物すごい高額だと思いますけれども、この耐久年数というのは何年ぐらいを見ておられますか。

○教育課長兼少年センター所長　業者のほうからも確認をいたしておりますが、おおむね10年というふう聞いております。

○伊神委員　それに対する保証期間ですね。これは何年になっておりますか。

○教育課長兼少年センター所長　1年でございます。保証としては1年でございます。

○伊神委員　ちょっとえらい短いんじゃないですか。普通、電化製品を買っても、今は3年か5年という保証期間がついておりますが、1年というのは幾ら何でもちょっと短いような気がします。その辺の交渉とかなんかはされましたか。

○教育課長兼少年センター所長　特に交渉ということまではしておりませんが、今までいろんな、この食器洗浄機等も含む調理機器等は購入いたしておるところでございます。今回のものを含めまして、設置後1年以内というのが保証期間ということで、毎日使うものでございます。ふぐあいが起きたときには、直ちに補修するということになっておるものでございます。

○伊神委員　その補修というのは無償ですか。有償でやってもらうんですか。

○教育課長兼少年センター所長　1年間通常に運転してふぐあいが起きたときには、無償ということでございます。

○伊神委員　それは1年以内ということですね。1年過ぎたら有償というこ

とになるわけですね。保証が1年だから。

- 教育課長兼少年センター所長　　1年過ぎたときにつきましては、当然、いろんな理由等もございますので、有償・無償はその辺のかげんも出てくる可能性はございます。
- 伊神委員　　最低3年保証というのをつけないと、社会通念上、その辺は私は、こういう洗浄機とかいろいろ、そういう食器関係にしる、3年というのが大体普通だと思いますけど、その辺をちょっと交渉してもらいたいんですけど、今後のためにちょっと意見を言っておきます。
- 委員長　　意見でいいですか。
- 牧野委員　　各メーカーとも多分、保証期間は1年であるかということと、保守契約みたいなものがあるかどうかを2点聞きたいんですが。例えば3年の保証期間があるようなメーカーがあったのか、全て1年だったのかということと、また1年以上たった場合の保守契約みたいなことがあったか、制度があるかないか、ちょっと関連で。
- 教育課主幹（中村）　　2年目から保守契約を毎年、夏と秋に別途始めております。2年目からです。
- 牧野委員　　各メーカーとも1年ということになっているんですか、この業界では。
- 教育課主幹（中村）　　そのとおりでございます。
- 牧野委員　　これってカタログがあるんでしょうね、多分、7者とも。これは江南市が独自の食器洗浄の形とか、形状だとか材質によって仕様を変えたのか、いわゆる既製品の7者からカタログによって選んだのか、それとそういうカタログに定価があれば、定価から何割引きぐらいになっているのか、ちょっとそこら辺、その3つを聞きたいんですが。特別仕様なのか、普通のカタログがあるのか、定価から何割引きか。
- 教育課主幹（中村）　　カタログとかインターネットから調理員が実際に見て選んでおります。
価格に関しましては、カタログ等では載っていないことが通常多くて、見積もりをそれぞれいただいて金額を確定しております。
- 掛布委員　　議場で山議員が質疑をされていて、またこんなことが繰り返さ

れているのかなあとびっくりしたわけですが、3年前に消防自動車のC A F Sつきという高い特殊な消防自動車の購入の際も、今回と全く一緒に、1者だけが予算書の額よりも低い額を入れて、残りの入札に参加した業者が全部、予算書の額よりも高い、絶対あり得ない額を入れて、その1者が本当のぎりぎりの一番最高額が一番メリットの多い額でとっていったということがあって、こんな入札、無効にしないと繰り返す、あり得ない、認められないというふうに言ったんですけれども、その後、何の対処もされずに、また今回同じことが繰り返されるということで、私はすごい深刻なことだと思うし、同じようなことがこれまでも、その後も続いていたんじゃないかと思うし、またこれからも何もしなければ続いていくんじゃないかなと思うんですけれども。

それでちょっとお聞きしますが、予算書の額は税込みで3,520万8,000円ですけれども、税抜きだと3,260万円。今回、中西製作所がつけたのは、税抜きで入れた札は3,220万円なんですけど、予定価格は幾らだったんですか。

○教育課長兼少年センター所長 税込みで3,520万8,000円でございます。

○掛布委員 それは予算額ですけど。

○委員長 課長、それは正式に。予定価格。

○牧野委員 ごめんなさい。

○委員長 携帯はしっかりと切るように。

○教育課長兼少年センター所長 ただいま申し上げた3,520万8,000円でございます。

○掛布委員 それは税込み、税抜き、どちらですか。

○教育課長兼少年センター所長 税込みでございます。

○掛布委員 そうしますと、予定価格は予算額と全く同じ額だったということですかね。予定価格は予算の額と全く同額だったという。

○教育課主幹（中村） 同額でございます。

○掛布委員 どういうふうな予算の積算の仕方、今、予算を立てる場合に見積もりを各社からとられて、この金額の予算にしようというふうにされて、予定価格を決めるときも、ある程度そこからどれだけ実態に合わせて、幾らを予定価格にしたらいかなということだと思われていると思うんですけれど。

ども、今回の予算を立てる際の見積もりをとられた業者というのは、何者でどこですか。

○教育課長兼少年センター所長　　予算計上の段階につきましては、カタログ等から2者、2機種選択をいたしました。中西製作所とA I H Oというところでございます。

○掛布委員　　その結果、どういうふうに判断されて、この額になったんですか。3,260万円という。

○教育課長兼少年センター所長　　2者選択をいたしまして、当然、安いほうの額ということで予算計上させていただいたものでございます。

○掛布委員　　そうしますと、最初から中西製作所を想定したような仕様というか、中西製作所が有利なような仕様で、この入札をかけられたと、そういうふうになっていく。当然、予算を立てる段階の見積もり徴取に参加した業者が圧倒的に有利になるわけですけれども、中西に有利な仕様というふうになるわけですか。

○教育課長兼少年センター所長　　仕様書の中には当然、機種名、そういったものがございしますが、ただ同等品以上といったものも認めるという場合がございますので、あらかじめそういった場合は協議をしてくださいということの旨はうたって仕様をお願いしているということでございます。

○掛布委員　　じゃあ、今、予算額と予定価格が全く同額と言われて、正直驚いているわけですけれども、予定価格を決定されるときは、どういうことを考えて、全く予算額と同額という判断になったんでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長　　予定価格につきましては、実際の市場価格とか、あらゆる情報を踏まえて適切に設定する必要があります。今回につきましては予算額と同額と、その結果そうさせていただいたということでございます。

○掛布委員　　当然、業者もそうですけれども、担当課もそうですけれども、入札、札を入れるときは、この入札は教育課で執行されていると思うんですけれども。

○教育課長兼少年センター所長　　そうでございます。

○掛布委員　　予算書の額は税込みですけれども、札を入れるのは税抜きで入

れますので、当然、税抜きの予定価格、予算額が幾らということは、予定価格は公表してないですけど、予算の額というのは当然頭に置いて入札を執行されるわけですけど、この札、第1回目の入札のそれぞれの業者、7者が入れた金額を見て、予算書の額よりも、あとの6者は全部はるかに高い額を入れているということで、あり得ないという。だから、これを見た段階で、普通だったら、この入札は異常だから、これを有効としちゃいけないという判断、何らかの上司に対して、上部に対して、どうでしょうこの入札、このままよしとしていくのはまずいんじゃないかという判断というのはしないといけなかったと思うんですけども、どんなふうだったんですか。どう考えられたんですか、これを見て。

○教育部長　今回のこの入札結果につきましては、おっしゃるとおり予定価格が1者ということで、仕様書を出すのが、もっと汎用的なといいますか、そういったような形で出せたのかどうかというのをまず考えました。今回の仕様書をつくる際には、ほかの市も多数、情報をいろいろと、どういう仕様書がほかの市を出しているかということで、それを参考にしながら仕様書をつくりました。どうしても機械が極めて特殊ということも状況の中にあるんですが、これを踏まえまして、今、江南市がやっている入札制度の中で、これからこういった極めて特殊性の高い機械につきましては、もう一度、ほかの市がどういう仕様書をまず提示しているか、その結果、どういうふうな入札結果になっているかというのを、これからこういう機械をかけるときには調査していきたいとまず考えております。

今回の結果につきましては、入札のほうも適正に行われているというふうに判断しておりますので、これからより仕様の出し方ですね、そちらのほうを研究していきたいと考えております。

○掛布委員　適正に行われているという判断はとてできないと思います。前回、3年前の消防自動車のことで、全くこれと同じケースで、そのままよしということで通って行ってしまった、結局私たちもそれをよしということで賛成しちゃったわけですけども、その後1年後、この近辺じゃないですけども、丹波市という関西のほうですけども、丹波市のほうで消防自動車の購入で、この前問題にしたモリタという消防自動車のメーカーですけれ

ども、江南市が落札していったモリタ、その同じモリタ、支社が違いますけど、関西支所ですけれども、そこが丹波市の消防署職員と、いわゆる官製談合ですよ。予定価格を業者に漏らした。業者にとったら予定価格を聞き出して、予定価格ぎりぎりですと落としたということで逮捕されているんですよ。有罪になっているんですよ。指名停止になっているんですよ、モリタは。そのちょうど江南市のあった1年後の話ですけれども。

だから業者、特に特殊な機械、特殊な機材については、参入する業者も限られているし、できるだけぎりぎりの、業者にとっては都合がいいところで何とかやりたいという、その意図というのは強烈に働くと思いますので、そこに江南市がつけ込まれたり、あるいは丹波市のように職員が、職員がいけなかったと思いますけれども、漏らして一緒に逮捕されるというようなことになっていっちゃってはいけませんので、ぜひ厳重な、この入札に対してどこがいけなかったかというのをきちんと検討して繰り返さないという体制をやっていないとまずいと思います。

特に北部・南部の給食センターは、この食器洗浄機だけじゃなくて、これから耐震補強をやって、次々にまだいろんな消毒の機材だとか、買い替えが次々起きますよね、これから。だから、これらの参加したメーカーも全部それに参加していくわけですね、これからのいろんな機器の更新に。だから全体の、今回だけじゃなくて、その後も続いていく可能性が、このグループ、同じグループですので、厳重な対処が要すると思うし、予定価格は公表しないんだったら、予算書の額はこれですよぐらいちゃんと書いておけば、どうせネットで見られるわけですから、誰でも。予算書の額はこれだけです、これより上の額を入れるのはあり得ないということを出しておかないと繰り返されると思いますので、ぜひ厳重な対処をお願いしたいと思います。

○委員長 私からも、部長さんが先ほどちょっと答弁をいただいていますから、今後こういうときには、またしっかりと、そういったところは改善ということは改善してもらおうということで、お願いをしたいと思います。

そのほか質疑はありますか。

○東猴委員 私もホームページを見て、どんな額で、先ほど言われましたように、1者以外は予定価格を超えているという現状というのは、初めて政治

家になって、あちゃあ見てしまったなあという感じなんですね。今後も、入札方法等の議論もあるんですけども、これは意見ですけど、今回の一般の普通の競争入札は3,477万6,000円といったら、一番低い額が出ちゃったねとなりますけど、例えば欧米だとリバースオークション、競り下げ方式とあって、例えばこの中西製作所が一番安い金額、この金額ですと言ったら、欧米では他の企業が、中西製作所がそんな安い額を出したのか、だったら我々は今度は、その額を見た上でさらに安い金額を提示できるようなリバースオークションという、これは次回の一般質問で取り上げますけど、こういった競り下げ方式、リバースオークションを議論していただきたいというのを私から意見を申し上げたいと思いますので、以上です。

○藤岡委員　　まず、指名競争入札にどうして今回したのかということと、その7者をどのように選んだのかということと、その7者の中に江南市内の業者というのは、済みません、私、資料を見てないので。

○教育課長兼少年センター所長　　物品の価格等がございます。それに応じた形で指名競争入札と。業者については、指名審査委員会のほうで決定をいただいております。

江南市内の業者につきましては、ございません。

○藤岡委員　　先ほど耐用年数の話があったんですけども、前に使っていた食洗機は、耐用年数は何年で、それを何年使ったので買いかえという話になったんでしょう。

○教育課長兼少年センター所長　　平成2年に導入をしたものでございますので、25年を経過しておるということでございます。今回、いろいろふぐあい等も出てきて、修理等も非常に煩雑になってきたということをお願いするものでございます。

○委員長　　ほかに質疑はないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ないようでございますので、それではこれをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩とします。

午前9時43分　　休　憩

午前9時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

新体育館建設事業

○委員長 それでは、続いて議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予
算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育委員
会事務局の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正のうち、新体育館
建設事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思います
ので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長 子育て支援課所管の補正予算について御説明いたします。

最初に、議案書の13ページ、14ページの中段をお願いいたします。

13款4項2目民生費交付金、1節児童福祉費交付金は、子ども・子育て支
援交付金34万2,000円、子ども・子育て支援整備交付金1,449万円、地域活性
化・地域住民生活等緊急支援交付金1,843万円でございます。

はねていただきまして、15ページ、16ページの上段をお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備補助金466万6,000円でございます。

続きまして、議案書の23ページ、24ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費で、補正予算額は8,821万6,000円でございます。内容につきましては、24ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

最初に、低年齢児受入拡大対策事業は1,843万円の補正をお願いするもので、研修業務委託料130万円のうち30万円につきましては、低年齢児保育に係る保育士研修を計画してまいりますが、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、幼稚園において一時預かり事業を市の委託事業として実施しているため、市の保育士とともに当該幼稚園の教諭にも参加をいただき実施するものです。

また、130万円のうち100万円につきましては、病児・病後児保育を市の事業として実施する準備といたしまして、ファミリー・サポート・センターの援助会員等を対象とした病児・病後児保育に係る研修事業を行うものです。

続きまして、工事請負費は、布袋北保育園における低年齢児の受け入れ枠をふやすために倉庫などとなっている部屋を保育室に改修するもので、1,647万円を計上しております。

また、備品購入費は、低年齢児保育に使用する乳母車、木製サークルなどの購入費で66万円を計上しております。

この事業につきましては、全額、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を充当してまいります。

なお、別冊の平成27年度6月補正予算説明資料の9ページに、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金対象事業一覧を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、次の学童保育所整備事業は、6,978万6,000円の補正をお願いするものです。（仮称）古知野東小学校学童室を平成28年度に建設していくための設計委託料1,769万1,000円を計上しております。

また、（仮称）門弟山小学校学童室の建設のための工事費4,813万6,000円

及び役務費には電話回線の移設料、建築確認申請手数料、完了検査手数料を、委託料には工事監理委託料271万1,000円を、備品購入費には児童用の座卓の購入費を計上しております。

さらに、古知野西小学校の既設プレハブ校舎を同小学校区の学童保育所の分室として活用するためプレハブ校舎の床改修工事費45万4,000円を、また日没後の送迎などに配慮し照明灯の設置工事費26万円を、備品購入費には児童用の座卓の購入費などを計上しております。

これらの事業の財源といたしまして、（仮称）門弟山小学校学童室建設費には国庫交付金1,449万円及び県補助金466万6,000円を、また古知野西小学校学童保育所分室の整備費には国庫交付金34万2,000円の充当を予定しており、いずれも歳入予算に計上しております。

なお、別冊の平成27年度6月補正予算説明資料の11ページには（仮称）古知野東小学校学童室整備位置図を、12ページには（仮称）門弟山小学校学童室整備位置図を掲載しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 委員長　それじゃあ、ちょっと質疑に入る前に資料のほうの配付をさせていただきたいと思います。議案質疑の中でも出ておりました関係でありますので、資料を配付しますので、ちょっと一旦、暫時休憩いたします。

午前9時50分　休　憩

午前9時52分　開　議

- 委員長　それじゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今ちょっと資料を配付させていただきましたので、この資料について当局から補足の説明があったらお願いします。

- 子育て支援課長　ただいま配付をさせていただきました資料は、低年齢児受入拡大対策事業の工事請負費、保育室等改修工事費の布袋北保育園の改修予定の部屋を、1階部分は倉庫、2階部分については機械室ということで、斜線で表示してあるところを改修予定ということで配付させていただいた資料でございます。以上でございます。

- 委員長　それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○牧野委員　　ちょっと飛んで失礼なんですけど、議案質疑でいっぱいあったところで聞きたいんですけど、学童保育所整備事業についてお聞きしたいんですが、資料の12ページを見ますと門弟山小学校というのが、これ新築するんですよね、多分。この工事費の坪単価だと幾らになりますか。平米単価で。

○子育て支援課長　　平米単価19万円でございます。

○牧野委員　　わかりました。

この平米単価19万円の門弟山小学校というのは、地元の設計事務所で地元の建築会社が請け負ったんですか。請け負うんですか。これから入札ですかね。

○子育て支援課長　　吉田設計という事務所で、市内の業者で、設計については平成26年度中に終わっております。

○牧野委員　　これから業者の入札をするということですかね、施工業者を。

○子育て支援課長　　そのとおりです。

○牧野委員　　わかりました。

ちょっと疑問だったのが、古知野東小学校ですけど、学童室につくるときには国の補助というのは予定されているんですかね。設計費じゃなくて。

○子育て支援課長　　予定をしております。

○牧野委員　　大体、今の従前どおりだと、国・県で3分の1ずつ出るものですか。そういうことじゃないんでしょうか。

○子育て支援課長　　今、計上させていただいております門弟山小学校の学童室で、議案書の24ページの特定財源のところ、国1,449万円と県466万6,000円がございます。これに準じた国・県の補助をいただく予定にしております。

○牧野委員　　それで1つ疑問だったのが、議案質疑であって、私もよく聞いていてわからんなあと思ったんですが、（仮称）古知野東小学校学童室の設計費がかなり高いんですよ。これは市内の設計業者に委託する予定なんですか。

○子育て支援課長　　設計委託については、また入札でやっていく予定ですので、市内・市外まだ未定でございます。

○牧野委員　　私はこういう学童保育室ぐらいの建物で、どうして、それは市

内の設計もあるわけですから、プロポーザルなのか何かわかりませんが、名古屋を含めて県に出す必要があるかどうかは疑問に思うんですが、何か理由があるんでしょうか。

○子育て支援課長 特に理由はございませんが、指名審査の中で入札に参加する業者を選んでいくということになるかと思っております。

○牧野委員 ここではなかなかわからないんですけど、多分、この設計予算を計上したということは、それなりの坪単価の金額で、それなりの建物をつくられるんですけど、この120名2階建てというのが、それだけかかるかどうかわかんないんですけど。1つ実は伏線がありまして、宮田の支所をつくったときに、大変、平米単価、坪単価が高くて、設計と施工は地元なんですけれども、実際の施工が地元がやってなくて、請負は地元でやっておりますけれども、いろんな問題があるかなと私は思ったんで、どうして高いのかよくわかんなくてちょっと調べてみました。今回の古知野東小学校も、どうしてこんなに高いのか、余りここで調べてないんですが、どういう積算に基づいてやられたか、わかる範囲で教えていただきたいんですよ。

○子育て支援課長 設計委託料の積算につきましては、江南市の方針として平成27年度から見直しを行っております。それで、古知野東小学校学童室の設計委託料に限って特異な積算をしたわけではありませんので、設計委託の積算について、市としての新たな方針に至った考え方としてお答えさせていただきますけれども、設計委託料の積算については、平成26年度までは旧建設省告示の業務報酬基準に基づき設計をしておりましたが、平成27年度から愛知県建設部の建築工事設計積算参考資料に基づく積算方法に見直しました。この見直した理由は、平成17年の耐震偽装問題を契機に、建築物の安全確保のために適正な報酬基準の見直しを行うものとして平成21年に国交省のほうから新業務報酬基準を示し、愛知県のほうも、この新基準に基づいております。江南市といたしましても、こちらに基づいて積算をしていくというふうの方針づけしたものでございます。

それで、今、設計委託料、古知野東については1,769万1,000円ということで計上しておりますけれども、例えばこれが旧の積算基準で積算した場合、約370万円ほどになるというふうな積算をして……。

○牧野委員 設計委託料370万円が、新基準にすると1,700万円に上がると。

びっくりしましたけど、新積算基準というのは、体育館に絡んでいるんですけど、確かに建設会社だと、今、市の物件は受けても全然利益が出ないとか、無理やり受けていると。入札拒否をしたいと僕ずっと聞いているんです、いろんな業者から。そうすると、これが妥当かどうかとすると、余りに上がるんで、今後、市が建てる建築物が大変な予算が要るなあと。すごく驚いているんですけども、これは江南市としてはどうしようもない、積算新基準に基づくと、こうなるんですね。なるって、どう言ったらいいのかわからんけど。

○子育て支援課長 担当課としても非常に苦しいところなんですけれども、江南市としての方針で、担当課のほうに積算をしていただいておりますので、この額が適切なものとして今回も計上をさせていただいておりますところなんです。

○牧野委員 ちょっと話は飛びまして、宮田支所はこの担当じゃないもんね。あの積算もおかしかったんだけど。すごいんだなあ。

今、設計もどこでやるか決まっていなみたいですが、施工もどこでやるかわからないんですけど、できましたら江南市内で、私、これぐらいの建物はできると十分思うんですが、特殊じゃありませんので。施工される方も、新積算基準で、高過ぎるんだけど、できましたら市内の業者で受けてもらいたいと思うんですが。高いね、これ。何とかならないかと僕は物すごい思いがあって。5倍に上がるものなんです、その積算新基準というのが。それは課長さんは納得しているわけだ。

○健康福祉部長 各職員の所感はともかくといたしまして、市の方針として、先ほども、もともとは今の平成17年ときの耐震偽装問題というのが、例のあれが契機になったということでございまして、それ以降の建築物の安全性確保のためには何が必要なんだということで、国のほうでも練られた上での報酬基準の見直しということでございますので、今の高い安いということは、個人的にはもちろん皆、それは思っておるところはあるわけでございますが、不特定多数の方が利用する施設ということで、そこにおいては安全性をまず第一に考える場合、どの程度高い安いという市場性の介入といえますか、そ

れを持ってくるかどうかという点について抵抗感というのはあると思いますが、市の方針として、ここは決めさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　　くどいんですけど、門弟山が平米19万円でできたのが、この古知野東小学校は平米どれぐらいになるんですかね、積算単価で。100万円ぐらいになるんですか。

○子育て支援課長　　建設単価としては変わらないと思います。今、御議論いただいているのは、あくまでも設計委託料ですので、古知野東小学校学童室の概算工事費を幾らだといって聞かれた場合に、今、2階建て120人定員ですので、今、現段階では9,000万円ぐらいを予定しておるんですが、それで平米単価を出すと、門弟山または宮田と同等の平米単価になると考えております。

○牧野委員　　設計基準というのが、いわゆる定価表ですけれども、例えば1,000万円、5,000万円、1億、10億、100億と大体設計率というのが決まっているんですよ。でも、それはそこから下がってくるもんなんですけれども。建築価格と設計比率というのが、今後狂ってくると、かなり変わるということですね。

○子育て支援課長　　新基準におきましては、従来の設計委託の考え方といいますか係数の出し方は、推定の建築費用に対してのものでした。新基準におきましては床面積の合計で係数が決まって、それによって積算をしてくるということで、このあたりが大きく変わっているところです。ですので、言いかえますと、推定建築費の増減ではなくて、床面積の増減により設計委託料も左右されるということと聞いております。

○藤岡委員　　今の話の延長上ですけれども、では1,700万円の価格に対して、実際に入札をすると、過去の370万円ぐらいの価格で出してくるような業者がいるというような可能性はあるんでしょうかね。

○子育て支援課長　　今のところ事例がありませんので、不明でございます。

○藤岡委員　　可能性としては半額とか、1,700万円に対して、過去の基準の370万円ぐらいで落札できればいいんでしょうけど、500万円とか、1,000万円とか、そういう金額で落札できる可能性もないということはないですよ。

- 子育て支援課長 現段階では何とも言えません。
- 藤岡委員 といいますか、そういう新積算基準と過去の旧基準を、参考程度に旧基準を示すということはできるんでしょうかね、入札の価格の。新積算基準しかやはり示さないという形になるんでしょうかね。
- 子育て支援課長 それは入札の性質上、そうなると思います。
- 藤岡委員 それで入札率、入札の価格がまた98%とか99%という価格になったら、大きな金額になると思うんですけども、今までだと、これも議案質疑のときにありましたが、全体の建設費用に対して設計費が3.5%とか、5%以内とか、そのぐらいでおさまるのが今までの設計だったのが、これでいくと10%を超えてしまう。例えば1億円に対して、9,000万円ぐらいの建物の予定で1,700万円の設計費だと、1億700万円の設計プラス工事費のうち1,700万円が設計ということだと、かなりパーセントがしますけど、今後はそういうふうになっていってしまうということでしょうかね。
- 子育て支援課長 先ほども申し上げましたように、推定工事費に対する係数ではなく、延べ床面積に対する係数によって積算をしていくということです。今、今回の基準で積算をしていただいた面積は、面積の係数を使っているのは500平米以下というところの類型を使っております。ですので、この建物が大きくなれば、その係数も変わってきますので、一概に建築費の10%ですとか、それ以下、それ以上ということは言えないというふうに考えております。
- 藤岡委員 今回の建物はプレハブでしたよね。
- 子育て支援課長 正確には、鉄骨づくり両ブレースづくりという建物でございます。
- 藤岡委員 ですので、これも建物の建て方によっても設計費用が変わってくるということですか。
- 子育て支援課長 今回のもう1つ、新基準の中では、建物の用途が類型があります。今回の古知野東小学校学童室の用途は、学校という用途の類型の中で積算をするものですので、先ほど部長が答弁いたしましたように不特定多数の、学校ですので不特定ではないですけども、民家のようなものではありませんので、そのあたりのところが加味された総合的なケースだという

ふうに考えております。

- 掛布委員　　今回、新しい設計に関する積算基準でやっている。他市町もそういうふうに同時に江南市と同じように変えていっているのでしょうか。もう既に先行してやっている他市町があるのかどうかということと、入札参加して落札したところは、どうしてこの金額を出したかという積算の内訳書を出すことになると思うんですけども、そのチェックをして妥当かというふうにやられるのでしょうか。
- 子育て支援課長　　ただいまの質問は、多分、総務課の管轄になるかと思えます。私どもでは、申しわけございませんけれども、そこのお答えはいたしかねます。
- 牧野委員　　低年齢児受入拡大対策事業で、研修業務委託料で100万円をファミリー・サポート・センターの援助会員を対象に病児保育と病後児保育の研修ということですけども、このファミリーサポートで何人ぐらい受けられるかということと、その中で元看護師さんもいらっしゃると思うんですけど、病児保育と病後児と、ここら辺はどういう対象、何人ぐらい、どんな人が受けられるんですか、ファミリーサポート会員。
- 子育て支援課長　　先ほど説明の中でファミリー・サポート・センターの援助会員等というふうに申しあげましたけれども、ファミリー・サポート・センターの会員さん、今ちょっと正確な数字はわかりませんが、多数お見えになります。実質、実働してみえるのが20人ぐらいだというふうに聞いております。最低その方々には受講していただきたいなあというふうに考えております。全体としては30名ほどがというふうに考えておまして、残りの10名を市民の方から保育士資格なんかを持ってみえます方が受けていただければ非常にありがたいんですけども、そういった募集もかけていきたいなあというふうに考えております。
- 牧野委員　　これは、そうすると保育士の資格があれば、この病児・病後児というのはしてもいいということですね。
- 子育て支援課長　　保育士の資格があるからという資格要件はございません。今回、子供の病気をよく知っていただいたり、その子供の見方をよく知っていただくために研修をさせていただくんですけども、基本的には預かる前

には医師の診察を受けて、医師がこういった病児・病後児保育で預かることが可能だというふうに判断をされた方のみを預かるようなことを考えております。

○牧野委員　　こういう研修を受けて、将来的には、もちろんファミリーサポートで預かる場合もできるんでしょうけれども、保育園としての体制はどうなんですか。この病児・病後児保育に対する市の方針みたいなもの。

○子育て支援課長　　保育園としては、例えば病気のある子で投薬が必要な子については、毎日毎日予約といいますか、与える薬の確認のものをいただいたり、一定の集団保育が可能だと判断ができる子については通常の保育と同じように来ていただいておりますが、この病児・病後児保育について保育園で対応しようということは考えておりませんので、例えば医療機関に併設したような施設とか、単独の施設であっても医療機関の連携が行っていただけるような方法というふうに考えております。

○牧野委員　　今、厚生病院にはこういう施設があるんだけど、でも発熱しちゃって、お母さんはどうしても仕事に行かないかと。すぐ厚生病院に預けられませんか。だから会社を休むことになると思うんだけど。今おっしゃった施設というのは、厚生病院以外に何かあるんですか、江南市に。

○子育て支援課長　　本会議でも答弁させていただきましたが、現在は具体的にはないというのが現状でございますので、今後、市内の医療機関に当たりますして、そういったことが可能かどうか、またはやっていただける意向があるのかどうかということを確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○掛布委員　　医療機関との連携というのは、ちょっといまいち腑に落ちないんですけども、病児・病後児保育で、今、江南市の人たちが利用しようとするれば、大口町、扶桑町が協定を結んでいるつくしクリニックとか、小牧市とか岩倉市の医院に連れて行って、1日1,000円の半額補助ですか、それは医院の中で預かってもらえるというふうですけれども、今おっしゃられた連携というのは、ファミリーサポートの援助会員さんが病児さん、病後児さんを預かって、医院とどういう連携ということなんですか。

○子育て支援課長　　1つ例で申し上げますと、今回上げさせていただいたの

も、瀬戸市が平成26年度に愛知県のモデル事業としてやった事業を参考にさせていただいております。この瀬戸市の事業というのは、公立の陶生病院の横に、陶生病院とは全く関係がないんですけれども、薬局がありますね、外の薬局の空き店舗を改修されて使ってみえるんです。先ほど申し上げた連携というのは、もし何かあったときには、陶生病院に連絡をして、診ていただくとか、看護師が来ていただくとか、そういったようなことを考えておると。ですので、大口町ですとか小牧市、岩倉市にある医院が、小牧市、岩倉市の医院が詳しくどういう格好でやってみえるのかちょっと把握していませんけれども、大口町の医院なんかですと、道を挟んだところに預かりの建物があって、見てみえるスタッフがどんな方かもわかりませんが、その見るスタッフをファミリー・サポート・センターの援助会員に見ていただいて、それでもし何かあれば、連携した医院に診ていただく、連れていくというようなことを考えております。

○掛布委員 わかりました。私は、普通のファミリーサポートみたいな自宅に病児さんを預かるのかなあと考えたもんですから、そんなことちょっと不可能でしょうと。もし急に病気になったりとか、うつる病気もありますし、連続して何日間も必要ですので、同じ人が何日間も預かれるはずないし、大丈夫かな、こんな方法でと思ったんですけど。そうするとどこかの医院、今言ったような例で、どこかの場所を開設して、そこに出向いてもらって預かるという意味ですね。

○子育て支援課長 そうですね。ですので、毎日毎日多分預かってほしいという方は見えませんので、預かっていただきたいという希望が出た場合に、ファミリー・サポート・センターの援助会員がそこへ出向いて、施設へ出向いてというイメージを考えております。

○委員長 そのほかありますか。

○掛布委員 済みません、いっぱいあるので申しわけないですけど。

○委員長 少しまとめてもらって。

○掛布委員 古知野東の学童保育なんですけれども、今、提案されている場所が、本会議の議案質疑でもありましたけど、校歌碑があったり、ビオトープがあったり、来場される方の駐車場だったりとか、本当に校門の間際で、

学童保育室をつくれば、当然帰りは保護者が迎えに次々に車で乗りつけてくるわけですので、保護者用の駐車スペースとかが十分確保されないし、なかなか場所的に、ここでは危ないというのが正直な印象なんですけど。例えばすぐ隣、道を挟んだこの場所のすぐ西側は広く空き地になっているんですけども、そういうところを買う、借り受ける、駐車場に借りるとかいうことで、お迎えの方の保護者の車の便とか、そういうことを考えないと、この場所では非常に厳しいと思うんですけど。無理に校庭内に、無理やりここに持ってきた印象があるんですけど。

- 子育て支援課長　　今、掛布委員がおっしゃった西側に広い土地があって、財源的に余裕があれば、購入して建てるのが一番いい、1番とは言い切れませんが、いいかなということも考えておりましたが、財源の問題もありますのと、あとは本会議の中でも少し御答弁申し上げましたけれども、小学校の教室、普通の教室ではなく総合学習だとか少人数学級だとかの教室に使えるようなことも将来的には考えていきたいということですので、今の場所に、今回御提案させていただいておる場所に決定をさせていただいた。

そして、保護者の駐車場については、今、掛布委員がおっしゃったようなこともちょっと念頭にはございます。ただ、貸していただけるかどうかはありますけれども、そういったことも開設後の状況を見て考える必要はあるのかなあと。ただ、今、やっていきますということは申し上げられませんけれども、そういったことも念頭には置いております。

- 掛布委員　　絶対駐車場対策は要ると思いますし、あと校歌碑とか、トイレとか、主に校歌碑ですよね。あれを動かそうと思ったら大変なことになっちゃうんじゃないかと思うんですが、この設計費用とか、さっき言われた9,000万円の中に、この移設費用は含まれているんですか。また別途ですか。
- 子育て支援課長　　先ほど申し上げた推測の工事費の中には、それは含まれておりません。校歌の碑の移設ですとか、ビオトープ池の少し改修が必要というようなことは、教育委員会とも現場で確認しておるところですので、教育課のほうともう少し協議をしていきたいというふうに考えております。
- 掛布委員　　根本的なところなんですけれども、古知野東小学校というのは余裕教室がなくて、これは教育課のほうの管轄ですけども、実際、少人数

学級だったりとか何かやる際に全く教室にゆとりがないし、これからもどんどん不足してくる状況の中で、40人の4部屋の1部屋が放課後子ども教室。子ども教室だけじゃなくて、それが少人数学級にも、通常の授業の時間帯に校舎のほうから子供たちが移動してきて、そこで授業をして、また帰っていくという活用も考えるから、この位置に、こういう規模でということなんですけれども。実際に先生にちょっと聞いたんですけれども、大体、雨の日とかどうやって移動するのって。通路も何もないよと。校舎のほうから。普通だったら子供たちが自由に安全に、その教室まで移動できるように、通路であったり車が出入りしないようにとか、確保されていなければ、本当の余裕教室じゃないわけですのでいけないと思う。そういう点の配慮も全然足りないと思うんですけど、どうですか。

○子育て支援課長　本会議の答弁の中で、子供の動線も考えてというようなお答えをさせていただきました。例えば渡りですとか、そういったもののおことをおっしゃってみえるのかと思いますけれども、そのあたりのことも今後、教育委員会のほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

○掛布委員　一体化というのを教育課のほうでやりたいと思うんですけど、建築はここなものですから、建築予算が、ここで聞きますけど、一体化という場合にいう前提は、余裕教室があって初めて、本当の恒常的な、常にあいているという余裕教室があって初めて一体化というのは可能だと思うんですね、一体的な。ところが、放課後子ども教室もやりながら古知野東の学童保育もやって、いっぱいいっぱい4部屋を使う中で一体化というのはとても無理ではないかと思うんです。

それが1点と、もう1つ、古知野東学童の展望として40人の3部屋ということなんですけれども、現在の古知野児童館でも、既に登録が130人ぐらいですよ。恒常的に80人、90人が来ていますよね。現在でも2クラスいっぱいいっぱいですね。今は学校が遠く離れているところにあるので、不便なので、なかなか利用しづらいので、あの人数なんですけれども、学校の中に学童保育ができれば、とても便利で、子供たちにとっても今よりずうっと安心な学童保育になることで、利用希望者というのはすごくふえると思うんです。だから、学童保育3部屋120人定員では最初から足らなくなる。さらに、4年、

5年、6年と拡大していくわけですから、最初から足りないんじゃないのと。4部屋全部学童保育でもいいぐらいと思うんですけど、その点の見通しはどうでしょうか。

○子育て支援課長　この点についても、本会議の中で少し御答弁させていただいた中で、今、掛布委員が言われたように、古知野東小学校の学童保育、古知野児童館でやっている学童保育は、登録は100人を超えております。そして、出席者は大体70人前後ということです。ですので、120人定員の中で4年生まで拡大しても対応できるのではないかという見込みでございます。ただ、古知野児童館という離れた場所でやっているから、利便性が悪いので利用が伸びてないとか、学校の中にできて利便性が高くなるので利用が伸びるのかと、その辺のあたりのことまでは分析はしておりませんので、何とも申し上げられませんが、今現在、人口の推計と学年の拡大ということ考えた中では、120人で対応できるのではないかなあというふうに現段階では考えております。

○委員長　そのほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑もないようでございますので、ここでちょっと暫時休憩いたします。

午前10時28分　休　憩

午前10時45分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課の所管の補正予算を御説明申し上げますので、議案書の23ページ、24ページをお願いしたいと思います。

下段にございます3款2項2目医療助成費でございます。子ども医療費助成事業の通院分につきましては、平成27年の4月診療分から、助成割合は3分の2でございますけれども、中学校3年生までに対象を拡大させていただいたところでございます。今回は、この拡大に係る経費に対しまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を充当いたしま

して活用させていただくということで、2,315万3,000円の財源更正をお願いするものでございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　資料の9ページのところに、今回の国からの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の項目が、総合戦略の策定に1,000万円充てるので、残りがこの4,633万9,000円ということで、先にこの総枠というのが決まっているんじゃないかなあと思ったんです、江南市に来るよという額がね。それで当てはめていって、防災安全課に389万4,000円、子育て支援課に1,843万円とかいうことでしていくと、残ったのがこの2,315万3,000円なのかなあと。ちょっとよくわからないんです。中1から中3までの3分の2助成拡大分が、このどんぴしゃ2,315万3,000円ではないですよ。この数字がどこから出てきたのか、引き算して出てきた数字なのか、今言われた本当の対象経費、拡大経費なのか、そこのところをちょっと教えてください。

○保険年金課長　今、委員がおっしゃられたとおりでございます。先に総額でございます4,633万9,000円、これは聞きましたところ、人口ですとか財政状況に応じて江南市に割り当てられた交付金の額、総額だというふうに聞いておりました。4,633万9,000円ということです。この表にございますように、防災安全課、子育て支援課、生涯学習課ということで、それぞれの充当事業に当てはめまして、言葉は適当ではないかもわかりませんが、最後の調整ということで保険年金課のほうに2,315万3,000円いただいたと、充当させていただくと、活用させていただくということでございます。

中1から中3に拡大にかかる経費でございますけれども、1人当たり3万円を想定しております。3分の2の助成でございますので、1人当たり2万円でございます。それから、1学年1,000人ございまして、中1、中2、中3の3学年ということで3,000人、それから4月から始まっております請求支払いは2カ月後に行われるということで、今年度は10カ月分想定しておりますので、12分の10ということで2万円×1,000×3学年×12分の10ということで、5,000万円を拡大にかかる経費ということで見込んでおるところ

でございます。

○委員長　よろしいですか。

そのほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続きまして福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、議案書の13ページ、14ページの上段をお願いいたします。

福祉課所管の歳入でございます。

13款2項2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金の129万6,000円でございます。

少しはねていただきまして、25ページ、26ページの上段をお願いいたします。

福祉課所管の歳出でございます。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は259万2,000円でございます。

事業内容につきましては、26ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

生活保護システム運用事業につきましては、7月からの生活保護基準の見直しに伴いまして、生活保護システム及び中国残留邦人等支援システムの改修費用をお願いするものでございます。

また、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫補助金から2分の1財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

なお、このシステム改修に係る経費につきましては、歳入に掲げております国庫補助金の正式な補助内容が今年3月に入りましてから通知されましたことから、6月議会の補正予算として計上をしておりますけれども、7月の保護費の計算に間に合わせるために6月中に改修作業を終える必要がありますことから、一旦、他の事業から予算流用をいたしまして支出負担行為を行い、事業者との業務委託契約を締結しております。補正予算をお認めいただ

きましたら、速やかに流用分を戻しました上で支出をしまいたしますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　議案質疑でもあったんで、生活保護基準見直しというのは、厳しくなるのか優しくなるのか。住宅基準と聞いたけど、ちょっとそこだけ説明いただけますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず、今回の保護基準の見直しの内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

今回、7月から見直しをされますのが住宅扶助基準と、それから地区別冬季加算の2つでございます。

まず、住宅扶助基準といいますのは、家賃相当額の補助をするための費用でございますけれども、こちらが現在、単身世帯の場合、それから世帯員が2人から6人までの場合、それから世帯員が7人以上の場合という3つの区分によって基準額が定められております。7月からの見直しにつきましては、この真ん中の区分であります世帯員が2人から6人までの区分を3つに分割いたします。世帯員が2人世帯の場合、それから世帯員が3人から5人までの場合、それから世帯員が6人の場合という3つの区分に細分化をいたしまして、単身世帯の場合と7人以上の場合の区分と合わせて5つの区分によりまして基準額を定めるというものでございます。

次に、冬季加算の見直しでございますが、この冬季加算といいますのは、愛知県におきましては11月から3月までの5カ月間、冬季でございますけれども、暖房等に係る光熱費などの分として毎月の支給額に加算される額のことでございますけれども、世帯員の人数によりまして加算額は定められておりますけれども、光熱費支出に係る物価の動向、それから地区別の実態及び寒冷地におきましては除雪費用などを勘案いたしまして、今回、見直しがされるというところと、それから寒冷地につきましては加算される月数の見直しも同時にされるものでございます。

具体的に、江南市のほうで、この2つの改正がどういうふうに影響をして

くるかというところを申し上げますと、まず住宅扶助基準の基準額から申し上げます。見直し前から区分に変更のない単身世帯と世帯員7人以上の世帯につきましては、基準額の変更はございません。ちなみに、単身世帯の場合の基準額は月額が3万6,000円、それから7人以上の世帯の場合は5万6,000円でございます。

それから、見直し前に世帯員2人から6人までの区分の基準額は4万6,600円でございますけれども、見直し後の2人世帯の基準額は4万3,000円となりまして3,600円の減額。世帯員3人から5人までの世帯では、そのまま4万6,600円と変わりはありません。それから、世帯員6人の世帯では5万円となりまして、3,400円の増額となります。

次に、冬季加算のほうでございますけれども、江南市におきましては、単身世帯から多人数世帯まで全ての区分におきまして、冬季加算の加算額としては増額という形になります。

具体的に申し上げますと、まず単身世帯の場合は、見直し前の一月当たりの加算額は2,520円ございました。見直し後は2,580円となりまして、60円の増額となります。また、2人世帯では390円の増額、3人世帯では260円の増額、4人世帯では70円の増額といった形で、世帯員数によって違いはありますけれども、全ての世帯において冬季加算額につきましては増額という形になります。

○掛布委員　今の冬季加算ですけれども、江南市では増額ということなんですけど、加算する月数の見直しというふうにも言われたんですけれども、月数が江南市の場合、減らされるということはないわけですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　現在の冬季加算というのは、寒冷地も、愛知県なども含めまして、全ての地区で11月から3月までの5カ月の加算がされております。今回の4月からの見直しで、寒冷地、6区分に分かれておりますけれども、まず1区、2区、最も寒い地区ということですが、北海道と東北北部などになりますけれども、こちらは加算が10月から4月までの7カ月間、それから3区、4区とありますが、東北南部とか、北陸とか、そういった地区になります。こちらが11月から4月までの6カ月間、それから愛知県を含めます5区、6区、こちらは従来どおり11月から3月までの

5カ月間というところでございます。

○掛布委員　そうすると、愛知県の場合は変わらないということでもいいと思うんですけども、改正後の住宅扶助で、2人世帯が4万6,600円から4万3,000円ということで3,600円月額減るということになると、今、アパートで、2人世帯の場合、ぎりぎりの4万6,000円ぐらいの家賃のところに住んでみて、この扶助の減額によって移らないといけない、そういう世帯も出てくるんじゃないかなあというのをちょっと心配していますけれども、それはどうなんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　この2人世帯でございましてけれども、2人世帯だけ月額の基準が今回下がるわけなんですけれども、現在、5月末時点で生活保護受給世帯数435世帯ございまして。このうち2人世帯は68世帯でございまして。この68世帯のうち、7月からの新基準で住宅扶助を超えてしまう世帯数を申し上げますと9世帯ございまして。この9世帯についてですが、国のほうが、当然こういった世帯が出てくるということは予想しておるわけなんですけれども、これに対しまして経過措置というものを適用するように通知がなされております。

その内容につきまして大まかに申し上げますと、まずは現在居住をしておる住宅につきまして、契約の更新時などに基準額まで値下げができるかどうかというところを交渉するということがございまして。それから、更新時期までは旧の基準額を認めていいとされているところでございまして。それから、更新などの時期で家賃の引き下げがされなかった場合につきまして、当然転居先を探してということになってくるわけでございますけれども、こちらのほうも、最短でも1年間につきましては現在の支給額を支給しながら転居先を探しなさいというふうな経過措置の適用の通知がなされておりますので、江南市につきましても、その経過措置を適用しながら転居先を探していくという扱いになると思います。

○掛布委員　その場合、転居先というのは、生活保護の担当者の方で相談に乗って探していただけるかどうかということと、あと引っ越しのお金が新たに必要になってくるわけですけど、それは保護費で支給されると考えればいいわけですね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　転居先につきましては、当然、市のほうの保護の担当者のほうと受給者の方とよく相談をさせていただきながら探していきたいというふうに思っております。

また、転居先が見つかった場合につきましては、相応の理由があるということで、転居費用の支出も認められているところでございます。

○委員長　　そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでございます。続きまして、健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　では、一般会計補正予算の健康づくり課所管分について御説明をさせていただきます。

議案書の15ページ、16ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明させていただきます。

15ページ、16ページ、上から3項目めでございます。14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金でございます。補正予算額5万3,000円について説明をさせていただきます。

内容につきましては、16ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

予防接種事故対策費補助金につきましては、予防接種法に基づき、市長が行う定期予防接種による健康被害に係る救済給付を行うものに対しまして、国から2分の1、県から4分の1が支給されるものでございます。江南市が平成25年度に実施いたしました日本脳炎定期予防接種による健康被害認定が厚生労働省におきまして平成27年3月4日にされたことを受けまして、医療費・医療手当の支給を行ったものに対する補助金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

議案書の25ページ、26ページをお願いいたします。

25ページ、26ページ中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費でございます。補正予算額、69万8,000円について説明させていただきます。

内容につきましては、26ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

健康推進事業では、こうなん健康マイレージ事業に62万1,000円の補正をお願いするものでございます。平成26年秋に愛知県が市町村との共同事業としまして、あいち健康マイレージ事業を開始し、順次、各市町村が共同実施をしておるところでございます。江南市におきましても今年度の実施を予定するもので、新規事業として予算計上をさせていただきます。

この事業は、健康につながる取り組みを実践した者に対し、ポイントを付与し、一定のポイント獲得者に優待カードを交付するものでございます。18歳以上の市内在住者を対象とし、10月1日から実施をいたします。

なお、別冊の平成27年度6月補正予算説明資料の13ページに、こうなん健康マイレージ事業を掲げておりますので、あわせて御参照賜りたいと存じます。

次に、26ページにお戻りください。

予防接種事業につきましては、7万7,000円の補正をお願いするものでございます。これは、ただいま歳入におきまして説明をいたしましたとおり、定期予防接種による健康被害に対する健康被害者給付費及び健康被害者見舞金でございます。

この健康被害につきましては、去る4月9日の厚生文教委員協議会におきまして御報告をさせていただきました。その後、請求者に対しまして4月14日付で支給決定通知をいたしました。そして、4月20日付で承諾書及び請求書の提出がございましたので、5月15日に支払いを済ませております。今般、補正予算の採決をいただいた後、予算額の補填をさせていただく予定でございます。

以上で説明を終わります。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　こうなん健康マイレージ事業で、議案質疑のときも優待カードのほうですね、県で471店舗で、江南市内では10店舗というようなお答えが

あったんですけれども、今後拡大していく計画といたしますか、どのような形で店舗の参加を呼びかけて、せっかくいいスタートをするのであったら、一店舗でも多く江南市内の業者に参加していただいたほうがいいと思うんですけれども、その予定は今どうなっていますでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　先日も答弁させていただきました中に、広報等で協賛店の募集をしてまいりますということを答弁させていただきました。そのほか個別に店舗に対しましてお願いにお邪魔しているという状況が既に現在ございます。一店舗でも多く協賛店が募れるように働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○藤岡委員　例えば商工会議所とか、そういったところへの働きかけとか、お願いというのはされているのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの健康マイレージ事業につきましては、現在、ワーキンググループにて詳細については検討しながら進めている状況でございます。そのワーキンググループのメンバー員に、産業振興課職員、市民サービス課職員等、各課の職員が委員となって検討していただいていますので、各課のほうで対応していただけたところがございますら、協力しながら行ってまいりたいと考えております。

○藤岡委員　ちなみに目標といたしますか、江南市内で何店舗ぐらいを目標にしたいというような数字がありましたら、お教え願えればと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長　申しわけございませんが、具体的な店舗数目標は今のところ掲げてはおりません。

○委員長　そのほかありますか。

○東猴委員　よくわからないんですけれども、健康づくりにつながる取り組みを実践した者というのは、具体的にどういったものが上げられるのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらのポイントには、イベントに参加して得られるポイントと、それから御自分で健康づくりに取り組んだ自己申告ポイントという2種類のポイントで構成をされます。イベントに参加するポイントとしましては、例えば保健センターで行います集団がん検診を受診していただいたり、保健センターの健康フェスティバルに参加していた

だいたり、そのほか、ほかの各課の健康づくりに関連するようなウォーキング教室等に参加していただくものが、このイベントポイント獲得の対象事業となります。

それから、自己申告ポイントにつきましては、御自分での申告になりますので、何らかの御自分の健康づくりの目標を掲げていただきまして、例えば毎朝ラジオ体操をするですとか、ウォーキングを毎日30分行う等の御自分自身の目標に対し、実践できたら1ポイント御自分でつけていただくという内容になります。それが合わせて40ポイントで優待カード1枚と交換できるという形になっております。

○東猴委員 今、フィットネスに通っていますけれども、周りに対象の年齢の方がおられますが、今おっしゃったのは市が開催するイベント等に参加されたらというのはわかったんですが、自己申告は、フィットネスに御高齢者が、毎日ジムに通った場合って、これはポイントになるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 自己申告のポイントに掲げていただければと思います。

○東猴委員 スポーツジムに通っています。ポイントくださいと。

○藤岡委員 同じ関連で、たしか自分、一応資料を見させていただいたんですけど、ただ本当に近所をウォーキングするとか、そういうのでも自己申告で1ポイントでよかったですね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 そのとおりでございます。

○伊神委員 優待カードということですけど、金額ですか、これ。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらは金額ではございません。優待カードは愛知県が作成し、各市町に必要部数配付されますので、それを市町の窓口でポイントを獲得した方にお渡しするというところで、これの参考にしておりますのは、子育て支援のはぐみんカードを県のほうが参考にしておりますので、カードを提示することによって、それぞれの協賛店でそれぞれの特典を掲げていらっしゃいますので、例えば通常のポイントを1ポイントつけるところを2ポイントつけるですとか、あとは具体的には飲み物1杯サービスするですとか、そういった内容、それぞれ協賛店によって特典の内容は異なっております。

○伊神委員　　ちょっと私が考えていたのと大分違うんだけど、そういうお店によって違うということですね。

あと、10月から2月までといたら、これ2月の初旬だから、実際、4カ月。2月初旬まででしょう。2月は入らんから4カ月ぐらいですけど、私、今これをぱっと聞いて、1年ぐらいはという頭が普通に来ると思うんですが、4カ月しかないというのは何か意味があるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　まずは、今般、補正予算に上げさせていただいてからのスタートになるということで、スタートが年度当初は困難であったということと、それから期間を区切っておりますのは、今年度の状況のある程度、実績把握をしたいということがございますので、最少の期間を区切りまして、今年度この期間で何人の方の御参加がいただけたか等を検討して来年度につなげたいというふうに考えております。

○掛布委員　　済みません、よくわからないんですけども、まず自己申告で1ポイントつける基準というのは、全く自分の判断で、10分歩いても1ポイントと、1時間歩いても1ポイントの人と、それぞれ全くばらばらになってしまいますし、それをチェックするところもないと思うんですけども、それは各自の自主性、勝手に任されているわけですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　こちらのマイレージ事業は、健康づくりのまずはきっかけとなればということで事業が開始されますので、御自分の健康を意識して生活に取り入れていただける方が1人でも2人でもふえて、江南市全体の健康度が上がればということが目標にございますので、1ポイントつける自己申告の内容につきましては、それぞれの方によってかなり内容に差があるというものは出てくるとは思いますが、たった3分体操しただけなのでポイントとしては認めませんというようなことはいたしません。

○掛布委員　　毎日飲んでいるけど、1日休肝日をつくったと。いつもビール2本だけど1本にしたとか、そういうことでもいいわけですか、極端な話。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　本来であれば、極力お酒の量は控えていただきたいところですが、まずはその方にとって、それが健康づくりの第一歩になるという内容でございますので、その内容でも1ポイントとして認めさせていただきます。

○掛布委員　そのポイントのつけ方ですけど、カードに何かチェックを入れるとか、そういうことですか。判こを押してもらおうとか、そういうことですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　イベント事業に参加していただいた場合には、その事業を実施しております者がスタンプ印を押させていただきます。自己申告ポイントにつきましては、通常のポイントカードのように仕切りが入っておりますので、その仕切りの中に、実施した日にち、簡単に実施した内容を書いていただくというような形で今のところは考えております。

○掛布委員　すごく大ざっぱと言ったら失礼ですけども、許容度の広い制度だなと思って、協力店のほうも大変だなあと思うんです。そして、市の職員の方も本当に大変だなあと、この制度をやっていく場合にね。特に協力店が優待カードを示された場合にサービスするわけですけども、どれだけのサービスを提供したかというのをきちんと市のほうでチェックして、その協力店に対して対価を支払わないといけないんですよ。

〔「義務ではない」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員　そういうことなんですか。ただ協力店は奉仕で、無償で協力するということですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　基本無償となっております。このような事業に参加していただくことで、そのお店に足を運んでいただける市民の方がふえるであろうというようなところでございます。

○掛布委員　そうしますと、この報償費の27万円というのは何でしょう。

○健康づくり課長兼保健センター所長　報償費の27万円につきましては、県のほうからは優待カードが交付されまして、それを提示することで協賛店のそれぞれの特典を受けられますが、そのほかに江南市の独自としまして、優待カード交換のときに記念品をお渡しするという、その記念品代がこちらの金額になっております。

○東猴委員　税金が多少でも使われるものですから、何をすればポイントが付与されるというところをもっと具体化したほうが、リストをつくったほうがいいという意見は当然出てきていると思うんですが、こういった議論はさ

れなかったんですか。ちょっとアバウト過ぎると思うんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの健康マイレージ事業のPRの方法につきましては、チラシ、それからホームページ、広報等で周知をしていきますが、わかりづらい点多々ございますので、わかりやすいようチラシ内容を今検討しているところでございます。具体例等を提示させていただきながらということを考えております。

○委員長 そのほかよろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、続いて教育委員会事務局の教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○教育課長兼少年センター所長 では、教育課の所管につきまして御説明申し上げます。

歳入につきまして御説明させていただきますので、議案書、歳入歳出補正予算事項別明細書の13ページ、14ページでございます。お願いをいたします。

13ページ上段ですが、13款2項3目教育費国庫補助金でございます。14ページの2節小学校費補助金5万円、3節中学校費補助金5万5,000円は、コミュニティ・スクール事業に係る補助金でございます。

15ページ、16ページのほうをお願いいたします。

15ページ中段の14款2項7目教育費県補助金でございます。16ページの1節教育総務費補助金73万7,000円は、放課後子どもプラン事業に係る補助金でございます。

その下でございます15ページ中段の14款3項6目教育費委託金でございます。16ページの1節教育総務費委託金13万円は、研究指定校調査研究事業に係る委託金でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の37ページ、38ページをお願いいたします。

37ページ中段の10款1項1目教育支援費で、補正予算額13万円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、38ページ説明欄をごらんいただきますようお願いい

たします。

研究指定校調査研究事業の学力充実プラン推進事業でございますが、児童・生徒の学力向上のために、学校における学習に加え、家庭との連携が不可欠であり、家庭学習の方法の開発及び家庭学習を生かす授業モデルの構築により、子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るものでございます。この事業は、特定財源といたしまして、事業費の全額に県の学力充実プラン推進事業委託金を予定しております。

37ページのほうにお戻りください。

10款1項2目教育環境費で、補正予算額、154万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、38ページの放課後子どもプラン事業で、放課後の子供たちの安全で健やかな活動場所を確保するため、古知野西小学校の余裕教室を活用し、新たに放課後子ども教室を開設するものでございます。この事業は、特定財源といたしまして、事業費の一部に県の補助金73万7,000円を予定いたしております。

はねていただきまして、39ページ、40ページをお願いいたします。

39ページの中段です。10款2項1目小学校費で、補正予算額、144万6,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側の40ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

コミュニティ・スクール事業15万円につきましては、子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを推進するため、古知野西小学校をコミュニティ・スクールの実践校に指定し、コミュニティ・スクールの設置に向けた準備を進めてまいるのでございます。この事業は、特定財源として、事業費の一部に国の補助金5万円を予定いたしております。

次に、その下の学校施設管理事業129万6,000円につきましては、草井小学校図書室の空調設備が故障し、学校運営業務に支障が生じるため、改修工事を行うものでございます。

はねていただきまして、41ページ、42ページをお願いいたします。

41ページ上段の10款3項1目中学校費で、補正予算額、16万6,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側の42ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

コミュニティ・スクール事業といたしまして、小学校費と同様に、西部中学校をコミュニティ・スクールの実践校に指定し、コミュニティ・スクールの設置に向けた準備を進めてまいりるものでございます。この事業につきましても、特定財源として、事業費の一部に国の補助金5万5,000円を予定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　議案質疑で出ていて、もう一度確認で済みませんが、40ページのコミュニティ・スクールで聞きたいんですが、この学校運営協議会は保護者とか地域住民からの合議制と。この人選なんですけど、何人ぐらいをどういう基準で人を選ぶか、もう一回ちょっと、多分、回答が出ていたかもしれない。ちょっともう一度お聞きしたいなんですけど。

○教育課長兼少年センター所長　今、御質問がございましたように、地域とか学校で組織していくわけですが、正式には学校運営協議会を設置する段階に規則等を定めて、そちらのほうで規定していくということになります。よろしくお願いをいたします。

○牧野委員　それじゃあ、これから規則づくりで、これからなんです。そういうプランとか、県とか何かそういうののプランモデルみたいなものがあるんですかね。

○教育課長兼少年センター所長　現時点においては、まず今年度と、来年度に向けてもなんですけど、まずは設置に向けた準備を進めていくということですので。ですから、正式名称はまたこれから検討になりますが、準備委員会を組織して、具体的には平成29年度からのコミュニティ・スクールの実施に向けた組織づくり、運営体制づくりの具体的な検討をしていくということでございます。具体的な準備段階における委員構成等につきましては、またこれから検討してまいります。地域の代表者とか保護者の代表者、それからPT

Aの方とか学校関係者等で組織することを考えておるところでございます。

○掛布委員 議案質疑でもあったんですけども、今ある評議員制度ですね、それはどうなるんですか。教育委員というのはやめてしまって、コミュニティ・スクール、運営協議会のほうに移行していくということになるのか、どうなのか。

○教育課長兼少年センター所長 現在、学校評議員制度、学校評議員につきましては、全部の小・中学校15校において設置といいますか運営しているところでございます。こちらのコミュニティ・スクール設置の暁、今後の方向ということでございますが、まずは今回、準備段階として、こちらを今進めていく中で、いろんな検証があるかと思えます。現時点においては、今の学校評議員についての方向性が出ているものではございません。

○掛布委員 評議員制度の条例なのか法律なのか、ちょっと知りませんが、基づくものがある、それに基づいてつくられているわけですね。それと別途、今回このコミュニティ・スクールというのは、地域がつくるつくらないかは、その判断ですけども、法律の改正に基づいて定義されてということなので、権限がすごく大きく違うんですけども、地域の人が学校のいろんな運営というか参画していくということでは全く同じような趣旨ですね。だから、どうして、評議員制度というのがまだ十分根づいているとは言えないような段階で、このコミュニティ・スクールというのに江南市がいくのかなあ、それが不思議なんですけれども。

○教育長 今、掛布委員さんが言われた点、学校評議員制度との重なる部分は確かにありますね、目的とか役目を果たしていく上においては。ですから、今後、このコミュニティ・スクールを実施していく中で、どんなふうになっていくか、私どももこれから探っていく点でありますけれども、もしも学校評議員制度の役目を、これで十分だというような判断するときにあれば、学校評議員制度が消えていくというようなことも予想はあり得るなというふうには、今後のことですけど、頭にはあります。

今も学校評議員制度が根づいていないというような表現がありましたけれども、結構年数がたちまして、校長の経営方針の中で、いわゆる地域の人の声を聞いたりして、結構これは生きたものにはなっていると思えます。

○掛布委員　　コミュニティ・スクールが提案されてから県内で広がっていないというのが非常に気になるわけですね。一宮市と北名古屋市が先行しているだけで、他は全くやっていないというのは、何かそれなりの乗っていかない理由があるのかなあとと思うわけです。

それで実際、自分も議員という立場で、例えば私の地域の古知野北小学校と北部中学校には教育後援会という特殊な組織がありまして、それぞれの地域で1世帯100円出して、学校のいろんな備品であるとか子供たちの活動をずっと援助して、そのための教育後援会というので、区長さんや、PTAの方や、地域の議員だったりとかが参加させてもらって、年に2回だけですけども、学校のいろんな様子を伺ってやっているわけですね。それがあって、さらに評議員制度があって、あとPTAというのものもあるわけですね。2重、3重にある中で、コミュニティ・スクールの取り組みを漸進的というか先進的にやっているところだと、地域のそういう人たち、いわゆる運営協議会の外側にもう1つ、サポーターズみたいな、そういう支援組織をつくって、それぞれの分野で支援していくようなものをつくって、それで運営協議会があるというようなことになってくるものですから、今のPTAって何だ、評議員制度って何だ、それを根本的にやめてコミュニティ・スクールに統合していくよというふうでないと、何かわけのわからないまま、あれもこれもこれもあってというコミュニティ・スクールの提案というのは、非常に私は理解できないんですけれども。

○教育長　　確かにこれも今、掛布委員さんが言われたように、学校支援というふうで考えた場合には、PTAなり、あるいはボランティアのいろんな団体なりが結構、学校教育の中にかかわって支援ということはできております。コミュニティ・スクールの文科省が店を広げてもなかなか拡大していかないという中に、実際にそういうものがあるから、それで十分じゃないかというような判断の中で、こっちのほうへ踏み出してはいないというところもあるでしょうね。それからもう1つ、これも議会のほうで質問が出ましたけれども、役割という中に人事関係も入ったりして、かえってこれに乗っかるとやりにくいんじゃないのかというような心配の点もあると思います。

私も今の人事関係のことに関しては、文科省関係者とかいろんなところへ

問いをかけたときに、あるいは既にやっているところへ行ったらときに、これ議会で申し上げたことでありますけれども、最初は役割というようなことで、市の決めた中に、項目の中に入れていたけれども、でもこれは目的を果たしていく上においては必要ないとか、あるいはふさわしくないというような判断で、それをとった市があります。それで、こうしたことに関して文科省が、そういうことをとったことによって、このコミュニティ・スクールの設置から外れるのかというような問いを私もかけましたけれども、そういうことはないというような判断をしておりますから、コミュニティ・スクールを実施していく上において、それぞれの地域で考えて、ふさわしい学校支援のあり方を考えていくための有効な手段に私はしたいなと思いますんで、特に日本がもう少し前、結構地域のつながりが強かった時代、ありましたですよ。

自分の幼いころも振り返ってみますと、テレビがないときに、テレビが10軒に1軒ぐらいあったでしょうかね。そういうところへ居間に上がらせてもらってテレビを見せてもらったりとか、あるいは風呂を隣同士で交代に入るというような、そういうようないろんなつながりがあった時代は、これは誰も子供の教育のためというようなことは考えていなかったと思います。でも、そういう力は子供が育っていく上において、とても大事な力を持っていたのではないかと。ですから、地域がつながっていく、それでまた地域は地域の中で子供を育てていくというような主体性も私はあってはいいのではないかと。そういうような地域ができ上がっていったときには、学校教育ももっと質のいい教育の状況になるのではないかとというふうに私は思います。

ですから、学校支援ということとともに、地域も子供たちが育っていく地域づくり、そんなものをこのコミュニティ・スクールを実施していくに当たって、その要素の中へ入れたらなあというふうに思っています。ですから、今ある地域からもらっている学校支援、そういったことも整理をしながら、どんな形が一番、子供が育つ上においていい状況になっていくかといったもの、そういったものが探れたらなと思っております。

- 掛布委員　教育長さんの思いとか、すごく理想的で、うなづく部分があるんですけども、ただ文科省の言っているコミュニティ・スクールの定義というのは、本会議の質疑でもありましたけれども、校長の作成する学校の基

本方針を承認しますというのがある、学校運営に対する意見を運営協議会として言っていくということになりますので、評議員制度とか、PTAとか、いわゆる地域のつながりをつくってという以上に、管理的な面が物すごく私は気になってしょうがない。今の国の政治の動きの中で、これが提案されてきて、いわゆる昔のお上の言うことを聞けと、地域からの要求という形で実質は上からの押しつけになっていく危険もはらんでいる制度だなというふうに思うんです。疑い深いですので、申しわけありません。

○教育長　　何々の承認といった場合に、これは文科省に尋ねたわけではありません。校長が学校の経営の中で考えたものを承認といった場合に、いろんなとり方があると思うんですけれども、こういった学校支援をするためには、あるいは地域づくりをしていくためには、校長が考えた、自分の学校へ通ってくる子供たちの状況を考えてつくり上げた経営方針、そういうものをちゃんと知った上で学校支援をしていかないと、目的から外れてしまったり、ふぞろいになってしまったりしてよくないぞと。だから、学校経営をちゃんとみんな頭に入れて、それを理解して、それで承認した上でみんなで応援していこうという、そういうふうに私はとるようなことだと思うんですよ。だから、校長の言ったことを気に入らんから、こんなのはだめだとか、それもあくまでも承認という場が必要かもしれませんが、私はそんなふうにとりません。

○掛布委員　　教育長さんがずっと教育長さんがいていただけたらいいと思うんですけれども、教育長さんも時代とともにいろんな方にかわっていかれると思いますし、教育委員会制度も大きく変わって新しい教育委員会制度に移行していきますので、やはり非常に気になるのと、承認すると同時に、いろんな学校運営について、常に評価、評価、評価、そのサイクルが今まで以上に、これまでも先生たちはいろんな書類を出して上げていかないといけない、それが物すごく先生たちの過重負担になって、過密労働になって、健康被害になっているわけですけれども、このコミュニティ・スクールになるに当たって、ただ校長先生が学校運営協議会の中でやっているだけじゃなくて、それは即、現場の先生たちがどう評価されるかということにもつながってくるので、毎日毎日、運営協議会の人たちが学校へ出向いてくるわけじゃ

ないですので、年に数回、2カ月に1回なのか1カ月に1回なのか知りませんが、学校運営に参加、直接、授業とか行事に参加するのは本当に限られている中で、どうやって学校を評価するかといたら、先生たちが数字で追われる、評価、評価、何か出さないといけないということになってくると、いつも教育長さんが言われる、教育というのは、そんな1年や2年で結果を求めることは無理な、子供たちが生きる力をどうつけていってくれるかという長いスタンスで考えないといけないことなのに、このコミュニティ・スクールで評価、評価と言われることで、子供たちも先生たちも数字で追われる。一番大事な現場のところ、これでますます窮屈になっていくんじゃないかと。こんなところに精力をつぎ込むよりは、今でもいろんな制度があって地域の人たちというのは参画しているわけですので、もっと先生をふやす、少人数学級の学年を広げるとか、もっと予算の使い道、頭の使い道というのはあると思うんですね。それで私は非常に危惧をしております。疑い深いです。

○委員長 僕、1点ちょっと申し上げたいんですけど、いいですか。委員長が余り発言してはいかんですけど。

これは議案質疑で、法律が結構あって、そして学校サイドのほうに法律の中ではいろんなことが言えるとか、さっき教育長がおっしゃった人事権云々というのもあったという話なんですけど、ただ議案質疑の中で教育長が明確に、この目的というのは地域の子供を地域でしっかりと育てていくんだと、そういう法律はあるんだけれども、それはそれにとらわれないケースがあるよというような趣旨をはっきりとおっしゃっていらっしゃる部分だと僕は思っているんですよ。ですので、掛布委員さんのそういう危惧というのは当然あるのかもわかりませんが、こういう目的のための新しい取り組みだと私は思っております。それだけちょっと申し上げて。

そのほかにございますか。

○牧野委員 図書室の空調設備改修工事ですが、これはこれで直さないかんですが、今、各小・中学校でどの教室に空調が入っているか、ちょっと教えてほしいんですけども。

○教育課長兼少年センター所長 学校におけるエアコンの設置でございます

が、校長室、職員室、保健室、応接室、コンピュータールームですね、それから図書室、音楽室といった状況でございます。

○牧野委員　これは、小・中学校全部共通して、今の校長室から音楽室まで終わっているということですよ。

○教育課長兼少年センター所長　そういうことでございます。

○掛布委員　38ページの放課後子どもプランで、古知野西小学校のプレハブ教室の片方を学童保育、片方を放課後子ども教室にということですので、すけれども、この予定している放課後子ども教室の場所は、現在、低学年用の図書室として使われている部屋だと思っております。だから、本当の余裕教室、空き教室ではないと思っております。だから、放課後子ども教室をやる段に低学年図書室がどういう扱いになっていくのか、ちょっとおかしいんじゃないかなど、趣旨から。現在、低学年図書室として機能している場所を余裕教室だよということで放課後子ども教室に使っていくのは、どうなのかなと思っております。

○教育課長兼少年センター所長　今回の古知野西小学校につきましては、今、御案内のとおり、放課後については現時点では低学年図書室という機能を持ったところでございます。私ども、かねてより放課後子ども教室については、各学校における余裕教室等の状況を鑑みながらということで進めておるところでございます。現在、普通教室等の余裕教室のある部分については、放課後子ども教室を設置しております。布袋小学校にも低学年図書室であるメルヘンルームといったところに同様に設置しているところでございます。古知野西小学校につきましても、学校側と協議をする中で、昼間は低学年図書室で利用していただき、放課後については放課後子ども教室としての機能を有するものとしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○掛布委員　そのまま低学年図書室として機能させつつということで、どこかに移動させるわけではないわけですね。

○教育課長兼少年センター所長　そのとおりでございます。

○掛布委員　それで、その放課後子ども教室はいいとして、一体的な運用を、今回、隣同士に学童保育と放課後子ども教室を整備するというところで、江南

市で初めてのケースとして総合プランに基づいて一体型をやっていくということなんですけど、具体的にどういうふうなものを考えてみえるのか。

○教育課長兼少年センター所長　今お話がございましたように、初めて今回、江南市として一体型として運用をしていきたいというふうに考えておるところでございます。具体的な運用、現時点においては、放課後子ども教室、それから学童保育所のそれぞれで今プログラム等の中で行っておるところでございます。今回については、どこまで組織だてるかわかりませんが、それぞれの関係者が立ち寄る中で、具体的な共通プログラム等について検討を進めていきたいなと考えておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○掛布委員　まだちょっとどうなっていくかわからないような感じですので、私の希望としてはというか、急がないでほしいなど。国が強力に一体型ということで、補助のかさ上げまでして、一体化、一体化と言うんですけども、江南市として学童保育の条例を国の方針でやっとなめて、この4月から学童保育をきちんとやっといこう、その条例に沿ってきちんと整備をして、指導員さんもきちんと40人に対して2人、1人は資格を持った方で、その指導員さんも研修を受けていただいて、施設整備もやっといこうということで、今からきちんと学童保育をやっといかないといけないときに、放課後子ども教室と一体化ということにこだわって急いでしまうと、本会議質疑でも山さんが言っただけですけど、学童保育の質そのものが後退して、すごくマイナスになる、学童保育にとってマイナスになるんじゃないかなと思うんです。

もちろん、交流して一緒にやっていくということは大事なことで、同じ小学校に通う子供たちなので、それは大事ですけども、まず学童保育をきちんと、いわゆる生活の場所で、夏休み中は朝の7時半から夜の7時半までずっと過ごす、ただいまと帰ってくる家なわけですから、その横で、片や学童保育は2,500円払って、片や無償のただでやっている放課後子ども教室が隣り合わせにあって、一緒にやるよということになると、お金を払っている子のほうはどうなるのか、おやつが片方はあるけど片方はおやつがないよ、どうなるのか、片や全然資格のない方ばかりやっている放課後子ども教室の指導員さんというかアドバイザーの人たちと、資格を持ってやっている人

たち、学童保育の指導員さんで、一体どうなるのかなあと思うんです。

特に学童保育は、今から4年生、5年生と拡大していかないといけないので、学童保育の中そのものが物すごく課題を抱えていると思うんです。指導員さんもちっとも集まらないから、募集しても。20人も募集をかけたのに全然集まらないというお話で、どうやってやりくりして、1つの学童保育が、例えば2時半に開始しても、その中で指導員さんそのものが入れかわっていくんですね。子供たちも来たり来なかったりですね。来る時間も、早く来る子、遅く来る子。特に高学年の子が入ってくると、来る時間もばらばらになってくる。指導員さんもかわっていく。子供もかわっていく。さらに障害を持った子も受け入れていますので、そういう子たちに対する丁寧な手当ても必要になってくる。そういったところに無理に一体化と国の方針を急ぐ必要はないと思うんですよ。まず学童保育をきちんとやっていただきたい。十分定着して落ちついたら、おもむろにやっていけばいいんじゃないかなあと思うんですけれども、どうでしょう。

○教育部長　　今、学童保育のお話で、御承知のとおり学童保育のほうは、現在、厚生労働省ですか、私ども放課後子どもプランのほうは文科省のほう、ラインといいますか、やっている。今回の一体型の中で、学童保育のこれからの事業の進展といいますか、そういったものを放課後子ども教室のほうに阻害するとは全然考えておりませんので、逆に放課後子どもプランと学童保育を一体化といいますか連携しながら、健康福祉部と連携しながら、学童保育のほうもより充実した、一方私どもの放課後子ども教室のほうも進展していくということで、連携し合いながら、決して放課後子ども教室が学童保育を阻害しているということは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○掛布委員　　一体化という場合に国が示しているのは、恒常的な空き教室があって、放課後子ども教室をこっちでやっていて、学童保育はこっちでやっていて、それじゃない、両方の教室でない、ずっとあいているところに両側から来て一緒にやる、そういうふうだと思うんですよ。そうでないと、学童保育の子が放課後子ども教室のほうへどどどどっと行ったら、すごく大変なことになるじゃないですか。

○教育部長　具体的なやり方につきましては、一体型はどういう方法でやっていくか、それはさまざまあるかと思えます。その中で学童保育と放課後子ども教室のほうが、お互いにより充実したものになるように、阻害し合うのではなくて、お互いにより充実するようなものを、この中でこれからどういうプログラムをやっていこうかということは考えていきたいと思っております。

○委員長　質疑はもうよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございます。

暫時休憩をいたします。

午前11時55分　休　憩

午後1時10分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

当委員会へ傍聴の申し出がございました。傍聴につきましては、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可といたしたいと思えますが、御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしということでございますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、続きまして生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長　生涯学習課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。

13ページ、14ページ下段でございます。生涯学習課所管の歳入でございます。

13款4項5目教育費交付金、2節社会教育費交付金は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金86万2,000円でございます。

はねていただきまして、15ページ、16ページ下段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入のコミュニティ助成事業助成金240万円、総

合型地域スポーツクラブ活動助成金82万2,000円でございます。

続きまして、議案書の41ページ、42ページをお願いいたします。

生涯学習課所管の歳出でございます。

10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は86万2,000円でございます。

内容につきましては、42ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子ども読書活動推進事業86万2,000円の補正をお願いするもので、子供の読書意欲の向上を図るため、子ども読書通帳を作成して配布する事業でございます。この事業につきましては、全額、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を充当してまいります。

なお、別冊の平成27年度6月補正予算説明資料の9ページに、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金対象事業一覧を掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。

続きまして、10款4項2目文化交流費をお願いいたします。補正予算額は365万3,000円でございます。

市民文化会館管理運営事業では、125万3,000円の補正をお願いするもので、市民文化会館を利用する方のサービス向上を図るため、会議室等における公衆無線LANが利用できるよう整備工事を実施するものでございます。

次に、文化財保護事業では、240万円の補正をお願いするもので、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金を活用いたしまして、鹿子島区の獅子屋形修復費等に対し、助成をするものでございます。この助成金は市町村を交付先としており、市を経由して鹿子島区へ支出してまいります。

はねていただきまして、43ページ、44ページをお願いいたします。

10款5項1目体育費でございます。補正予算額は786万9,000円でございます。

内容につきましては、44ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

各種スポーツ大会開催事業は、150万円の補正をお願いするもので、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりを目的として、総合型

地域スポーツクラブの設立に向けて設立準備委員会を組織し、自主運営による各種教室等の開催に対して支援を行う必要があるためスポーツクラブへ補助金を交付するものでございます。この事業は、特定財源として、総合型地域スポーツクラブ活動助成金を予定しており、歳入予算に計上しております。

次の新体育館建設事業は、636万9,000円の補正をお願いするもので、新体育館建設工事に必要な建築確認申請手数料と、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映するため公共工事設計労務単価の引き上げ改定等を適用し、新体育館建設に係る実施設計の積算基準を新基準にて委託料を再積算した結果、予算に不足が生じるため、継続費の平成27年度分を補正させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関委員　　スポーツクラブ江南の事業の件でお尋ねいたします。

過日、本会議で伊藤議員がほとんどのところはやられました。その中の一つのスポーツクラブ江南というのがありまして、この件でお尋ねをいたします。

実は体育館へ行きましたら、スポーツクラブ江南という、参加募集というパンフレットがありまして、なかなか立派なパンフレットで、実はネットでも出ております。これを見ていろんなことを思ったんですが、まず全部でこれは10の事業がありまして、見ますと回数とか、あるいは参加費等もばらばらなんですけど、中に飛び抜けて多い回数。これは2月までですね。予備期間として。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　今年度につきましては、プレイベントという形で各種教室等を開催しておりますが、先ほどの委員のお尋ねの件につきましては2月までで、3月まで長いものは実施をする予定でございます。

○尾関委員　　今、回数のことを言ったんですが、2月まで1回だけの事業が1つですね。2月まで8回やるのもあります。555フィットネス教室というのがありまして、これは5歳若返り、5キロ減量して、ウエストを5センチ

縮めると、まさに私のための事業だなという気がするんですが。ここには毎月第1・第3日曜日にやられると。ということは、まさに本番そのものの回数と思うんですが、現在、実は足腰弱らん教室という教室がありますね。非常に市内でも好評で参加者も多いと聞いておるんですが、この事業との関係はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 実際、講師をしておみえになる方は、足腰弱らん教室と、この555フィットネスの教室と同じ講師の方が講師としてされているわけですが、内容等については、近いものもありますけど、別の教室という形でスポーツクラブでは開催をしております。

○尾関委員 講師の方も非常に負担がかかると思うんですね。これを見ますと、各内容に講師の方がずっとあるんですが、こういった方はどのような方が現在講師となっておられるのか。これは自分で手を挙げられるか、また市からお願いしまして講師を決めておられるか、お尋ねをいたします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 講師の方につきましては、このクラブを設立するに当たりまして準備委員会のほうへお申し出のあった方もありますし、またこちらからお願いをしている講師の方もございます。それぞれ講師をしていただく方については、それなりの資格等を持った方が講師をしておみえになりまして、これからも教室は多分、設立後もふえていくのではないかと思います、講師の募集の仕方というのもお聞きになっておみえになりましたが、今のところ、自分からこのクラブに興味を持ってやりたいという方が結構お見えになりますので、そういった形で進めていきたいと考えております。

○尾関委員 参加料を見ますと、大半が体育館か武道館なんですが、約300円ですね、1回。実はすいとびあ江南の河川敷、200円ですね。すいとびあ江南の野外ステージ、300円ですね。野外でやる場合、体育館は音響とか、いろんなものを使うのはわかるんですが、野外で遊ぶのに、これは何でこんな費用がかかるんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 クラブ自体が、その目的にもあるように、最終的には自主運営という形でクラブを運営していただきたいと考えておりまして、そのため講師料ですとか使用料等を自主財源の中で行っていただく

というのが基本としておりますので、それぞれ教室で金額も違うわけですが、すいとぴあ江南で行います自然教室というものは小学校の生徒を対象としておりますので、それなりの金額ということで200円程度。また、サイクリングですね、こちらは300円になっておりますけど、こちらは中学生以上ということで、それぞれ準備委員会の中で会費等の参加費については議論していただきまして、それぞれ自主的にこの金額でどうだという形でプレイベントの教室の参加費は設定をしておりますので、よろしくお願いたします。

- 委員長 今の尾関委員さんの御質問ですが、今回の議案質疑のスポーツクラブ補助金ですか、こちらのほうと何かリンクするところがありますか。単品的にそちらのほうの取り扱いになりますか。

ちょっと暫時休憩しますね。

午後 1 時 22 分 休 憩

午後 1 時 24 分 開 議

- 委員長 それじゃあ会議を再開いたします。
- 尾関委員 今の一部誤解を与えたようですが、あくまでもこれは今年度のスポーツクラブ補助金の項目で、これが来年度の本格の次年度事業ですね、それについて聞いておるわけでございます。

話によりますと、今、全部で10あるんですが、講師の方もなかなか集まらないということも聞いておりますし、その辺の対応をお聞きしたわけでありませう。

もう1点は、ボランティアの世界が、ある程度は講師に対しての講師料の考えですね。一応予算としては補正が出ておりますが、どういう内容になっておるんでしょうか、お尋ねをいたします。

- 委員長 そういう趣旨でございます。私のほうがちょっと認識不足で恐縮でございました。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 講師料の考え方につきましては、一応、各教室、大体時間的には1時間30分の教室を行っているわけですが、講師の謝金というものもクラブから支出する予定をしております。その金額等につきましても、講師の方によって多少の差異はございますが、一応基本

といたしましては、大体1時間程度2,000円で謝金のほうは予定を考えているところでございます。

○尾関委員　この事業は大変いい事業で、今回補正が上がっておるんですが、PR方法ですね、広報の6月号に小さく出ておって見落としちゃうんですが、どのようにPRをして参加者の掘り起こしを考えておられるか、お聞かせください。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　先ほどの委員のお尋ねにもあったように、広報にも載せてございますが、市のホームページにもありまして、あとほかにはチラシを各こどもフェスティバル等のイベント、こういった場でもチラシの配布等を行いまして、会員の参加者の募集を行っているところでございます。

○尾関委員　あわせて講師の方の補充というんですか、今のところ名前が書いてあるんですが、いろんな御都合もあると思いますし、こういった方の補充もぜひお願いをいたしまして、この件は以上です。

○委員長　わかりました。

○牧野委員　その下の新体育館建設事業についてちょっとお聞きしたいんですが、今は設計料が上がるんだけど、今は材料費だとか、工賃だとか、労務費だとかばあっと上がって、38億円ですか。ちょっともう一回、金額が幾ら上がりそうか、全体額を教えてくださいんですけど。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　こちらの工事費の幾らになるかという御質問でございますが、本会議の中でも一般質問で河合議員からの質問でお答えをしておりますが、トータルでいきますと約39億1,000万円、こちらは本体工事と体育館の解体、外構工事を含めたものでございますが、39億1,000万円と試算をしているところでございます。

○牧野委員　当初は幾らでしたかね、これ。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　基本計画当時は、全体的な解体とかを含めた工事費としまして、29億5,000万円と試算しているものでございます。

○牧野委員　それに伴って設計料も上がったということですね、今回。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　設計費につきましては、さきの議案質疑でもお答えしておりますが、労務単価の上昇分と、子育て支援課でも先ほど

委員会の中で御説明をしておりましたが、設計の仕方を推定工事費から面積というような形に積算方法を変えてまいりましたので、その分が上がって約600万円程度の上昇になったというものでございます。

○牧野委員　　実は、ちょっと話が余談なんですけれども、桑名市が市内の病院を統合して厚生病院みたいに二次救急病院を、400床でしたか、140億円という当初予算を組んで、それが実際180億円ぐらいなんですけれども、去年3回入札をして不調だったんですよ。ことし6月、今、入札すると思うんですが、実際には東北支援の復興事業と、特にここは名古屋市近郊のリニアによる名鉄から近鉄からレジャックまで一体建設があつて、すごく人が、三千数百人足りないということで、そしてオリンピックが5年後ということで、非常に高騰しているということで難しいと聞いております。

今後、体育館が、今、金額じゃなしに面積比で設計費を出したと言うんだけど、設計コストも上がることはわかったんですが、建設コスト39億1,000万円が将来上がらないというような保証はとれるんでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　今の時点で、この39億1,000万円という推定工事費をしていますが、委員お尋ねのように、労務費も上がる、建設費も上がる、当然、この金額が上がってくるのではないかと想定はしております。

○牧野委員　　これはすごく大きな問題で、少子・高齢で将来、30年間、40年間使ったときに、今の体育館が本当にキャパ的に必要か、十分なのか、余分なのか、それはわかりませんが、多分コストは上がっていくと思うんですよ。今後、今の体育館でも有料なんですけれども、受益者負担で償却と利用料とで市の財政を考えると……。そんなことはいい、余分な話。基本設計はこれからですかね。何月からですかね。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　基本設計につきましては、昨年度終えておりました。

○牧野委員　　基本設計じゃない、詳細設計。失礼しました。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　実施設計は今年度実施をする予定でございます。

○牧野委員　　今年度ということは、まだしてないんですね。

- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　そのとおりです。
- 牧野委員　行政でこういうことは例がないと思うんですが、基本設計して、それから実施設計するとき、基本変更するなんてことは多分例がないと思うんですが、39億円という10億円上がるとすごいことだと私は思っているんですが、このままいくともっと上がるかもしれないという懸念がありまして、そういった歯どめみたいなことを考えると同時に、数十年間にわたって利用する金額と償却とを考えて、サブアリーナが本当に要るか要らないかというのは検討する必要があるかないかをお聞きしたいんですが。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　サブアリーナの有無については、検討委員会の中で、サブアリーナが必要という形で基本設計を終えております。したがって、実施設計の中においても、いろんな諸室の見直しとか、そういった部分はかけていく予定をしていますが、大きく構造的に、物が、サブアリーナをなくすとか、そういったことは行わず、今の基本設計をもとに実施設計を行ってまいりたいと考えております。
- 牧野委員　多分そういうことしかできないんだろうとは思いますが、実施設計をして設計に基づいて入札するとき、またまた上がっているということだから、多分下がる要素は当面ないと思うんですよ。ですから、これでいけると、この設計単価でね。前の設計事務所が25億円でできると豪語されたと裏で聞いていますけど、実際には言った人が39億円で、こちらは積算しているんで。サブアリーナを消すということはできないとは思いますが、今さらやれないか。結局やれないんだろうけれども、歯どめをするというような、どうやったら単価をもっと上げずに、できれば設計によって1割でも、2割は下がらんかもしれないけど、下げていくような設計を依頼していくというんでしょうか、プロを交えて、設計事務所任せというのか、コストが将来上がらないような設計を依頼するということは、今、江南市の、プロじゃないんですけれども、とにかくいい方法か何かないんでしょうかね。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　河合議員の一般質問の中でもお答えはさせていただいておりますが、大きく基本設計を変えることはできないと思っておりますが、先ほども申しましたように、諸室の見直し、具体的には会議

室とかいろいろな部屋がありますけれど、そういった部分を少しずつ見直して、少しでも建設費を抑制するような、設計の中で工夫できるような形を設計会社と、私どもの建築課が担当いたしますけれど、そちらの部門と一緒に、できる限りコスト縮減を検討して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 牧野委員 何十年使うもの、今、安くないと思ってるんで、知恵の使いどころですから、ぜひきちんと対応していただいて、これ以上上がらないというのか、本当はもう少し下げよう、当初予算に近づくような努力というのか知恵を出していただきたいと思って、お願いしておきます。
- 教育部長 委員御承知のとおり、今、申し上げた金額で実施設計をやって、それでおさまるかどうかという今は担保がとれていない状況の中で、実は平成30年度の開館を目指すと今やっているところですが、それは補助金等々の関係も実はございまして、平成30年の開館をまずは目指すと。基本設計をやり直しますと、まずは期間が平成30年の開館には間に合わないということもあります。基本設計がそもそも、これまでいろんな関係者、市民の方の御意見を聞きながら、江南市としてこれだけの規模のものが体育施設としては必要だということですので、基本設計の範囲内で、基本設計を直さない範囲内で、これから実施設計をしていく設計会社のほうには、どういうコストの縮減ができるかというのは十分に我々もアイデアを出しながら、やりながら、コストの縮減を、先ほど申し上げた金額に何とかおさまるような目標を持って進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。
- 牧野委員 体育館というのは、国から補助金が出るものですか、建設コストの。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 今予定しておりますのは、防衛省の補助を予定しております。これを活用しながら体育館建設を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。
- 牧野委員 補助率はどれぐらい出そうなんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 具体的な率というものはございまして、トータルの工事費に対して補助が出されるものでありまして、今のところ予定しておりますのは、工事費に対しては約5億円程度の補助を予定しております。

- 掛布委員　　今から実施設計の業者を決めていくんですけれども、流れからいくと、基本設計は公募型のプロポーザルで決められたわけですから、基本設計をやられた業者と随意契約というふうになっていかざるを得ないわけですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　実施設計におきましては、先ほど委員のおっしゃられたように、基本設計が良好に完了いたしましたので、今のところ同じ業者と随意契約を結ぶという形で進めてまいりたいと考えております。
- 伊神委員　　今の体育館に関連ですけど、今現在、この体育館を建設に向けている担当しておる人は、どういう構成でいろいろやっておられるんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　体育館建設につきましては、当然、生涯学習課だけでは補えない部分がございますので、それぞれの担当課、建築課担当と、あと契約行為に関しては総務課、こちらの課も一緒に行うという意味で、現在、プロジェクトというような形で業務を進めておるところでございます。
- 伊神委員　　その中で一般の人とか学識経験者とか、そういうような形は入っていない。職員だけでプロジェクトをつくってやっておられるわけですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　内部的には今言ったプロジェクトで進めておりますが、外部の組織としましては、新体育館建設の検討委員会、こちらのほうを、いろいろ意見を出していただくという形で検討委員会もまだ続けておりますので、そういう形で進めております。
- 牧野委員　　将来、施設有料化に、今でも体育館は有料ですけど、なった場合、フルコスト方式で利用料を決めていった場合に、40億円、39億円ですけども、実際に何人ぐらいが利用して、幾らぐらいもらって、何十年償却と計算したときに、江南市の人口が30年後に例えばこうなってくると。もちろんお年寄りも使いますからいいんですが、そういったことを考えたときに、本当に要るのか要らないのかということは、もちろん今さら、今、基本設計どおりいくんですからいいんですが、非常に微妙な、10億円というのは僕はかなり大きいと思うものですから、上げないようにする、できるだけ下げられればということを含めて、利用料にも全部絡んできますので、本当に慎重にといいまじょうか、知恵の出しどころだと思って、ひとつぜひよろしくお

願います。これ以上は言いようがないんですけど。

- 委員長　　そういう御要望ということでございますので。
- 藤岡委員　　同じく新体育館の建設のほうの建築の確認申請手数料はどこへ出すものですか。出すところによって値段が変わるという話も聞いたんですけども。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　こちらの申請手数料につきましては、民間サービスとか、あるいは愛知県の確認申請もあると思いますけど、どちらへ出すかはまだ具体的には決まっておりませんが、どちらへ出してもこの金額でいけるというもので予算をお願いしています。
- 尾関委員　　鹿子島の屋形……。
- 委員長　　新体育館関係は、そのほかございましたら、先にこっちのほうを。新体育館関係はいいですか。
- 藤岡委員　　サブアリーナの話なんですけど、高さ13メートルの国際大会ができる基準の体育館だと、それでサブアリーナの天井の高さも13メートルを維持しなきゃいけないということなんですけど、その高さを例えば10メートルだとか5メートルだとかに下げるということは、基本設計の変更ということになっちゃうということなんですかね。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　確かに今は、いろんな大きい大会等、公式に合わせたもので設計をしておりますが、サブアリーナにつきましては、公式の試合ができるのが望ましいとは思いますが、この部分も含めまして実施設計の中では少し検討をさせていただきたいと考えております。
- 委員長　　それじゃあ新体育館以外で。
- 尾関委員　　鹿子島の獅子屋形の修復が出ておって、大変私も現物を何回も見ておりますし、ありがたいと思うんですが、文化財の保護というんですか、これに対して出しておられるんですが、このような基準ですね。例えば、私の地域の音楽寺には円空仏があるんですね。その中に大きな塔がありまして転倒しつつあるんですが、円空仏は市の宝ですから、それを守るという意味で、塔の転倒防止にも、こういった修復工事は対応されるか、基本的な考えを聞きたいんですが。
- 生涯学習課長　　今の円空仏を保護する塔を建て直すということが、この事

業費を使えるかどうかということになりますと、コミュニティ事業助成金というものを使えるかどうかということになりますと、この事業の申請をしていただいて、採択がされるかどうかということ、こちらの事業は一般財団法人の自治総合センターというところがコミュニティを助成する事業として実施しておりますので、そちらに申請をしていただいて採択がされるかどうかという審査を受けた後に決定されるということになってまいります。

○尾関委員　　240万円という金額ですが、これは鹿子島の修復費の全体の100%の補助になるんですが。

○生涯学習課長　　鹿子島区から、この事業に対する申請の総事業費には242万6,760円ということで御申請をいただいておりますので、ほぼ100%の事業費が認められているというふうなものでございます。

○尾関委員　　細かいことですが、修復事業等と入っておりますが、この「等」という意味ですね、これはどんな意味があって等をつけたんですか。

○生涯学習課長　　こちらは、屋形を修復する費用とともに、獅子屋形を使って、今後、お祭りだとか、みこし行列だとかを再開したいという区のほうの意向に従いまして、今後、お祭りを再開するための備品等の購入費用も含まれているというものでございます。

○牧野委員　　これ私も写真だけ見て、すごいなあと思った。こういうのはどこで直すものなんですか。

○生涯学習課長　　今、鹿子島からお見積もりをいただいているものは、名古屋市にあります仏具等の修正をする会社。

○掛布委員　　総合型地域スポーツクラブなんですけれども、平成27年度を含めて5年間の助成で、助成金は打ち切ると、あとは独立運営で、皆さんからの、いわゆる会員となられる方の会費で全ての、会場代やら、講師さんの謝礼やらやっていくわけなんですけれども、本当にそういうのがやっていけるのかという見通しのところで、これもイベントをやらせてもらっているんですけれども、そういったものが、なかなか宣伝不足でありますし、今までない形態で、ソフトならソフト、テニスならテニスという、どうしても自分の得意なスポーツがあるわけなので、多種目で、みんな軽くちょっとずつみたいなの、そういったのにわざわざお金を払って会員になって継続できるのか

なあというので非常に先行きを心配して聞いておるんですけれども、県内で大体どこも立ち上がっているいろいろやっているよということなんですけど、どうなんですか、ほかのところの運営状態というか。

- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　確かに設立については、行政側の支援を受けているクラブがほとんどです。それで設立後10年経過したようなクラブが結構あるんですが、それなりに工夫をされて、会員数もそれなりに200人、300人というような、いろいろ会員数はばらばらでありますけれど、それぞれが行政支援がない場合でも自立した形で運営をしてみえるクラブがほとんどでございます。
- 掛布委員　質疑の中で出てきたNPOのスポーツフォーラム愛知という、それは総合型スポーツクラブという位置づけでやってみえて、立ち上げ時にこのように助成金をもらって江南市で立ち上がったわけですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　スポーツフォーラム愛知につきましては、民間団体の組織でありまして、設立に際しましては市の助成は行っておりません。クラブが独自で運営をするという形で進めておりましたので、市からの助成もなく、運営を今でも行っておみえになります。
- 掛布委員　そうしますと、このスポーツクラブ江南ですか、目標としては会員どれぐらいだったら自主運営できるというか、年会費幾らぐらいで会員さん何名ぐらい集まればやっていけるとい、そういう見通しでやっておられるのでしょうか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　会員が少なければ、打つ教室も少なくなると。今のプレイベント等の教室等を考えていきますと、平均的なクラブでいきますと大体会員数200名程度。これぐらいがあれば、大体自主運営できるのではないかなと想定をしております。
- 掛布委員　会費というのは大体幾らぐらいなんですか。その辺の相場のクラブでいくと。年会費が1万円とか、そんなものなんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　県内の他市町のクラブも、年会費とか参加費、それぞればらばらでございまして、一概に幾らならできるとか、一概に幾らならちょっと難しいというわけではございませんが、江南市で立ち上げを予定していますスポーツクラブにつきましては、年会費として3,000円

を大体想定しております。それと、あと各教室の参加費ですね、これはまた教室ごとに値段が違ってくるとは思いますが、大体今の教室と同じような1回300円程度で、それぞれの回数分、参加費という形でいただくような想定を考えております。

○掛布委員 濟みません、別の項目へ行きたいと思えます。

公衆無線LAN、125万3,000円。サービスがよくなるのはいいんですけど、これって市民文化会館の指定管理者の努力でもって、いわゆるバージョンアップするわけですので、サービス自体が、別段市が出す必要はないんじゃないかと。指定管理者の努力範囲内で、指定管理者のお金、負担でもって、こういう機能強化をやってもいいのではないかと思ったわけですけど、その点、なぜ江南市が出すことになっているんでしょう。

○生涯学習課長 運営管理については、文化会館については指定管理で行っていただいているんですが、設備についての増強ということと、協定書の中では100万円以上の修繕等に関しては文化会館の指定管理者ではなくて、教育委員会と協議の上で、100万円以上のものについては教育委員会が負担するというように協定上なっておりますものと考えあわせて、今回、この公衆無線LANの整備工事については、市のほうが施行するという事になったものでございます。

○掛布委員 子ども読書通帳なんですけれども、今年度は国の地方創生先行型の86万2,000円あるんですけれども、今年度期でやめるわけではないと思うんですけれども、2年目以降は江南市独自で出してやっていくということですかね。

○生涯学習課長 議案質疑の中でもお答えさせていただいたように、単年度で事業の効果が出るというものではございませんので、継続的に実施をしてまいりたいと考えております。

○東猴委員 子ども読書活動推進事業で、この読書には漫画というのは入るんですか。

○生涯学習課長 この読書通帳に記帳していただく書籍の種類については、漫画だとか雑誌というのは除いてというふうに考えております。

○東猴委員 漫画ですけど、漫画は日本の文化の一つになってきております

よね。盛り上げる意味でも、漫画も入れたほうが取っつきやすいんじゃないですかね。

○生涯学習課長　　今、例えば学習漫画のようなものについては対象としていこうということで内部でも話をしておりますので、今後、こういったものを対象の資料としていくのかということも、学校の図書館の司書だとか市立図書館のほうと協議しながら、そのあたりは協議して進めてまいりたいと考えております。

○藤岡委員　　まず、今の延長上なんですからけれども、本会議の話で1万2,000名を対象でしたよね。実際にまず全部たまって、交換というのも含めて、最初に何冊ぐらい印刷、準備するんですか。

○生涯学習課長　　現在、印刷部数としては1万3,000冊を予定しております。

○藤岡委員　　低学年用と高学年用の2種類つくられるという話でしたけど、それを合計して1万3,000ですか。

○生涯学習課長　　そうでございます。今予定しているのが、低学年用が8,000冊、高学年用が5,000冊で予定をしております。

○藤岡委員　　たまったときに記念品ですね、これも何度も質問が出ていたと思うんですが、バッジをつくられる予定だということで、それはデザインとかそういうのは、まだ全くゼロの状態ですかね。それとも、ある程度はどこかに依頼をしているといいますか、そういうようなことはあるんですか。

○生涯学習課長　　まだ全く、バッジをお送りするということでございますので、デザインは内部のほうで、外注に出すのではなくて、内部でデザインをして作製してまいりたいというふうに考えております。

○藤岡委員　　この金額ですと、バッジは最初に幾つつくれるんですか。

○生涯学習課長　　バッジについては、定価100円で3,000個というふうに予定をしております。

○藤岡委員　　今度は違うことですが、公衆無線LANの話なんですが、公衆無線LANの整備工事費に含まれる工事費というのは、例えば5つの部屋で使えるようになるということで、5つの部屋にLAN工事をするという、そういうような工事費ですか。

○生涯学習課長　　5つの部屋と、1階と2階のロビーにも無線の設備を施工

する予定でございます。

○藤岡委員 では、無線LANの電波を発信する機械の購入も含めてですかね。これはただ、その機械を設置するまでの工事費までですか。

○生涯学習課長 もちろん、設置して工事をして受信テストまで含んでというふうに考えております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号を挙手により採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保険年金課長 議案書の45ページをお願いしたいと思います。

平成27年議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億1,674万7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては、次の46ページに掲げてございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。存じます。

続きまして、補正予算の内容を御説明申し上げますので、50ページ、51ページをお願いしたいと思います。

歳出は下段にございます。歳出によって御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費で、補正予算額は193万9,000円でございます。

内容につきましては、右側51ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保健事業のデータヘルス計画策定事業におきまして、医療保険者が持つ健康診査の結果やレセプト等の医療情報を活用した分析を行い、健康課題を明確にした上で、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施計画を策定する必要があることから、データヘルス計画策定委託料といたしまして193万9,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、特定財源といたしまして、全額、国の特別調整交付金を予定するものでございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 単純な質問です。これは国の予算であるので、国がやってくれと言ってきたのか、こういうことがあるからといって江南市が手を挙げてメニューとして入れたんですか。

○保険年金課長 そもそも、この計画をやることになりました経緯を少しお話しさせていただきますと、平成20年度から特定健康診査というものが医療

保険者に義務づけられまして、多くの方が受診されるようになったということでございます。また、診療報酬の明細書、レセプトと呼んでおるものがございますが、その電子化が進みまして、医療保険者が被保険者の方の健康ですとか、医療に関するデータを活用して、いろいろ健康課題を分析したり、保健事業を評価したりと、そういった基盤が整いつつあるという状況になってまいりました。そうした中で、平成25年の6月に閣議決定をされました日本再興戦略というもののの中で、国民の健康寿命の延伸ということで、これを重要施策として掲げたという経緯がございます。

これを受けまして厚生労働省は、医療保険者は、今申し上げました健康とか医療の情報を活用した効果的・効率的な保健事業の実施を図るための実施計画、これをデータヘルス計画と言っておるんですけれども、この計画を策定した上で、計画に基づく保健事業の実施及び評価を行うものとした経緯がございます。

これを受けまして、こういった動きが全国にございましたので、私ども江南市の国民健康保険といたしましても、被保険者の方の健康管理ということで計画をつくってまいりたいというふうに決めたところでございます。

○牧野委員　よくわかりました。ということは、江南市だけじゃなく、各市町村もやっけていかなきゃならないという事業なんですね。

これは、今のレセプトの電子化というか特定健康診査に使う。マイナンバーによるデータ管理とはまた違うものなんですか。

○保険年金課長　今回やります計画につきましては、江南市にお住まいの方で、国民健康保険にまず入っていただいておりますという方が基本となります。その中でも40歳以上の方に特定健康診査を受けていただいておりますので、その健診結果がまずございます。それから、同じく国保に入っている方の医療のデータ、この2つがございまして、それを組み合わせて江南市特有の健康課題みたいなものをあぶり出して、そういったものに対処していくような計画というふうにイメージをしているところでございます。そうしたことで、ちょっと私も余り詳しくありませんが、マイナンバーと今回の計画の関係は、直接関連性はないものというふうに考えております。

○掛布委員　今まででも特定健診の結果をもとにしたいろんな保健指導とか

はやってもらっているような気がしておりましたけれども、今まではどこまでやってもらっていたんですかね。

○保険年金課長　　今、国民健康保険でやっているものは、特定健診はメタボを主眼に置いたものということで、そういった予備群の方、それからメタボになっている方ということで、そういった方に対して特定保健指導ということでやっているわけなんですけれども、今回の計画では、さらにそれにプラスして、もしくはカバーし切れないところ、例えば血糖値の高い人がお見えになるというのが特定健診でわかりました。医療データを見たら、この人はどうも病院にかかってないよと。こういう例えば組み合わせで、そういった方に受診を促すとか、糖尿病のセミナーとか教室に行っていくとか、そういったことで今やれてない部分の新規開拓といいますか、新しい試みといいますか、そういったものも考えていく場であるというふうに理解しております。

○掛布委員　　いいような気もするんですけど、一方では国保が江南市の手を離れて都道府県単位化ということが決められてしまって、要するに江南市は求められる納付金を払わなくてはいけないと。そのためには、医療費の額が多いところにはもっと減らせという強力な指導なりペナルティーみたいなのがかけられてくるわけなので、要するにとにかく、皆さんちゃんと健康でいて、医療費を使わないようにしてくださいよという、何かすごくおせっかいな健康管理というか、上からの健康管理でもって、とにかく医療費を減らそうという圧力のもとにこういうのが出てきているような気がしてならないんですけれども、都道府県化と関連ありますよね、今回の事業というのは。

○保険年金課長　　都道府県化ということで、私ども市町村でやる窓口の業務は基本的には変わりません。財源の管理といいますか、財政的なことを都道府県にお願いいたしまして、そこの中でスケールメリットというか、そういったものを多分出していくということが、今回の都道府県化の一つ大きな柱じゃないかなというふうに思っております。

今回の、今、委員のおっしゃられるような医療費を減らせ、削減しろというのは、確かにあるのかなというふうには思いますが、一番大事なのは、国保の被保険者に限らず、皆さんが健康であって、最終的に医療費やお薬のお

金が安くなって、なおかつ皆さんが健康であればいいという、それが一番究極の目標でありますので、そういったいろんな考え方がある中で、私どもとしてはそういったことで、自分たちの守備範囲であります被保険者の方の健康管理、そういったところに気をつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○牧野委員 質問じゃない。掛布さんにちょっと一言言っておきますが、国民健康保険だけじゃなしに、組合保険もこれは強制的にやっております、ほとんどの企業が。保険料を下げるため、グループで、チームで、個人でグラフを張ってメタボを減らすとやっておりますので、本人にとってはつらいんだけど、いいことなんで、おせっかいというよりも、ほかの会社もやっておるとのことだけ言っておきます。以上です。

○委員長 そういう教授がございましたので、御参考にしてください。
ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩とします。

午後 2 時12分 休 憩

午後 2 時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当局委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任ということでお願いしたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

続きまして、年度調査事項等を協議していただきますので、資料配付のため暫時休憩といたします。

午後 2 時13分 休 憩

午後 2 時13分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

年度調査事項等について

○委員長 今年度、当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先は一覧表にしてお配りしてありますから、また参考にしていただきたいと思います。最初に年度調査事項を議題といたします。

これについて御意見はございますでしょうか。

○藤岡委員 新図書館建設が、昨年度まで特別委員会であったのが、今年度は、この厚生文教委員会ですっきりということでしたので、図書館関係のことをここにふやすといいますか、入れたほうがと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 という御意見がございます。いかがでしょうか。

○伊神委員 6番に全部入っておるから、毎年同じ項目で全て入っておるで、言いようがないんだけど。

○委員長 言いようがないというのは、そこに含めましょうということですよ。とりたててぽこんと出すのではなくて、そこに入っているから。

○掛布委員 ぜひ視察が図書館のところに行けると、この委員会で、いいなという。教育行政の中に図書館も含まれるので、別段とりたてて加えなくても大丈夫かな。意識していれば。

○委員長 皆さん意識していると思いますので。

そういうことでいいですか。

○藤岡委員 わかりました。

○委員長 そのほかなければ、今のも含めましてということでもありますので、平成26年度の1から6について、その部分をまた適用させていただくということによかったでしょうか。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、御異議もないということですので、今年度の当委員会の調査事項については、平成26年度と同様の内容という形に決定をいたしました。

それでは、ただいま決定いたしました事項に、その他、当委員会の所管する事項を加えて、会議規則111条の規定によって閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思っております。よろしくお願いをします。

行政視察調査日程について

○委員長　続きまして、行政視察調査の日程を議題といたします。

日程案につきましては、事務局から説明をお願いします。

○事務局　そのほかの日程の都合上、案としましては、前期日程は10月13日火曜日から10月16日金曜日までの4日間、それから10月20日火曜日から10月23日金曜日までの4日間、以上の2案から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思っております。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長　今ありましたように、10月13日から16日のA案、10月20日から23日のB案ということの2案から何泊何日ということをお決め願いたいと思っております。御意見はございますか。

皆さんの御都合はどうですか。御都合が悪い日程があったら。

いいですか、どちらでも。とりあえず。

〔「A案」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしいですか、A案で。

〔「どちらでもいいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長　A案でいいですね。では、A案ということで、10月13からでもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　通常2泊3日で行っておりますが、それを踏襲させていただくと

いうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、10月13日の火曜日から10月15日の木曜日までの3日間
で実施をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひをしたいと思ひます。

行政視察の調査先及び調査項目について

- 委員長　続きまして、行政視察の調査先、調査項目を議題といたしますが、
先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づいて御協議をお
願ひいたしたいと思ひます。

どこかよい候補地、ございますでしょうか。

急に言ってもなかなか出ませんか。

〔「委員長にお任せします」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　委員長にお任せということでございますが、それではいかんとい
うことで、何かあったら言ってくださいね。

- 掛布委員　どこかいい図書館に一回行きたいです。

- 東猴委員　東京都江戸川区があります。理由が、あの江戸川区は30年か二
十何年連続、東京都23区内で出生率がナンバーワンなんです。それがなぜ
かということをやっと、いろいろネットには書いてありますが、実際に見
たいと思ひましたので。恐縮ですけれども。

- 委員長　これからのことですから。

- 東猴委員　お願ひします。

- 委員長　子育て支援の一環ということで、東京都の江戸川区が候補として
ということで、一つはございました。

そのほかよろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　それでは、今の東京都江戸川区を一つの候補地として、また先方
の御都合もあるかと思ひますが、そのほかにほかにございましたら、こちら
に御一任もいいんですけれども、もうちょっと余裕を持たせていただいて、
7月17日までに事務局のほうにまた調査の先を御希望があったら御報告願え

ませんでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 候補地が多数だったりとか、17日までに何も希望が出ないような場合には、今の東猿委員さんの江戸川区をまた入れながら、正・副委員長で調整を図って決定ということで、御一任ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議がないようでございますので、行政視察調査先については、そのように決定をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

今年度の当委員会の研修会について

- 委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

初めての議員さんもいらっしゃるんですけども、例年、委員会として、外部の方をお呼びしながら研修を行っていくという形になっております。これは何も資料はないと思いますけれども、研修会の日程、テーマ、講師などについて、また御相談をしたいと思っておりますけれども、日程はまた議会とか、あと会議、視察がないところになろうかと思っておりますし、講師の御都合もあるということですので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマとか講師を御承知でいらっしゃいましたら、御発言をいただけませんか。

これもまたすぐに言っても難しいですから、御意見、御提案がございましたら、また事務局のほうまでお知らせいただくとともに、9月の委員会の折に、また皆様の御意見とか御提案を踏まえて、改めて御相談を申し上げたいと思っておりますので、考えておいていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本当にたくさんの御意見をいただきまして、本日は、ありがとうございます。新人の議員さんも活発に御意見をいただいておりますので、こういったことをまた当局、しっかりと参考にさせていただいて、これからの運営によりよくお願いを申し上げたいとともに、委員の皆様方には、進行上、大変に御

協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、当局から御挨拶をお願いいたします。

○教育長　　本議会に続きまして本委員会におきまして、健康福祉部、そして教育部にかかわる議案を慎重審議いただきました。多くの御意見やら御指導もいただきました。今後の勤務に十分生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長　　以上で厚生文教委員会を閉会といたします。

午後 2 時 25 分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 野下達哉